

令和2年度版

館林市の清掃事業概要



たてばやしクリーンセンター



いたくらリサイクルセンター



めいわエコパーク

市民環境部地球環境課

第1章 総 説

1. ごみ処理の沿革

(1) 概要

昭和 35 年、朝日町地内にごみ焼却処理施設が完成し、旧市街地の希望世帯を対象に週 3 回、有料で
ごみ収集を開始しました。昭和 39 年、現在の苗木町にごみ焼却処理施設を移築しました。昭和 48 年、
ごみ焼却処理施設を機械化バッチ炉に更新しました。

その後の全国的なごみ問題の深刻化により、収集運搬・処分の基準の策定と事業者の自己処理責任を
明確にする必要が生じ、それまでの「清掃法」に代わり、昭和 45 年に「廃棄物の処理及び清掃に關す
る法律」が制定され、一般廃棄物の処理が市町村の責務として位置づけられ、本市においては、昭和 47
年に「館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定し、昭和 48 年 4 月に市内全域をごみ収集対
象区域としました。

昭和 61 年 12 月に館林市清掃センターのごみ焼却処理施設が完成し、昭和 63 年 3 月に粗大ごみ処
理施設、平成 5 年 3 月に最終処分場が完成し、同年 10 月に 7 分類（不燃、びん、缶、新聞、ダンボー
ル、雑誌、古布）の分別収集を開始しました。

平成 7 年 2 月にペットボトル、平成 9 年 4 月に飲料用紙パック、平成 16 年 10 月に雑紙、平成 19
年 12 月にプラスチック類と蛍光管、平成 23 年 4 月にスプレー缶と乾電池の分別収集を開始し、現在
は 4 種 19 分別となっています。

ごみ減量施策に積極的に取り組み、平成 11 年に市民を対象にしたリサイクル品の提供とごみ問題へ
の意識向上を目的とした啓発施設「リサイクル館」を開設し、リサイクル品を市民に提供する抽選会や
館林市清掃センターの施設見学で使用されました。その他、昭和 56 年から開始した「再生資源集団回
収事業助成金」、昭和 61 年から開始した「ごみ減量化器具購入費助成金」の 2 つの交付金制度を設けて
います。

平成 29 年度から館林衛生施設組合の広域ごみ処理施設（たてばやしクリーンセンター、いたくらリ
サイクルセンター、めいわエコパーク）が本格稼働し、館林市・板倉町・明和町の 1 市 2 町によるごみ
の共同処理が行われています。旧施設である館林市清掃センター焼却処理施設は令和 2 年 2 月に解体が
完了しました。

(2) 年表

年月	内容
S35.4	・焼却施設完成（朝日町） ・有料収集開始（旧市街地、週3回）
S39.4	・焼却施設移築（苗木町） 名古屋博愛式 建設費 29,791 千円
S47.4	・ごみ処理手数料 1 円/kg 徴収開始
S48.4	・焼却施設完成（苗木町） 機械化バッチ炉（タクマ） 建設費 175,000 千円 120t/日（3 炉×40t/8h） ・市内全域収集開始
S56.4	・再生資源集団回収助成事業開始
S58.4	・ごみ処理手数料 1 円/kg→5 円/kg ・収集体制 可燃物 直営 不燃物 全面委託（2t 車 4 台）
S61.4	・ごみ減量化器具購入費助成事業（生ごみ処理槽）開始
S61.7	・館林市清掃センターごみ焼却施設完成（苗木町） 准連続式ストーカ炉（日本鋼管株）、建設費 5,184,000 千円 100t/日（2 炉×50t/16h）
S62.4	・ごみ減量化器具購入費助成事業（簡易焼却炉）開始
S62.6	・収集体制 可燃物 一部委託（2t 車 1 台） 不燃物 全面委託（2t 車 4 台）
S63.3	・館林市清掃センター粗大ごみ処理施設完成（苗木町） 横型破砕機（日本鋼管株） 建設費 540,000 千円 26t/日（5h）
S63.4	・収集体制 可燃物 全面委託（2t 車 3 台、4t 車 3 台） 不燃物 全面委託（2t 車 4 台）
H2.4	・収集体制 可燃物 全面委託（2t 車 3 台、4t 車 3 台） 不燃物 全面委託（2t 車 6 台）
H5.3	・館林市一般廃棄物最終処分場完成（苗木町） 管理型、建設費 484,007 千円（水処理施設除く） 埋立容量 80,000 m³
H5.10	・分別区分 7 分類 不燃、びん類、缶類、新聞、段ボール、雑誌、古布
H5.12	・フロンガス回収装置設置（R12 用 1 基）
H6.3	・簡易焼却炉施設完成 13 m³/日（8h）
H6.4	・ごみ処理手数料 5 円/kg→10 円/kg（税抜）
H7.2	・ペットボトル減容器設置 150kg/h ・分別区分 7 分類→8 分類（ペットボトル追加）
H7.4	・収集体制

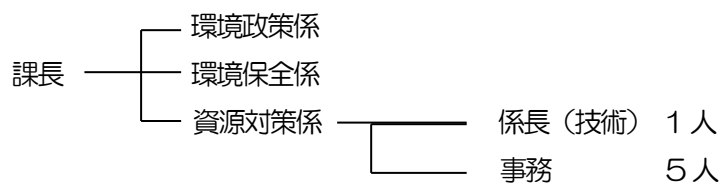
	委託先 館林市一般廃棄物処理事業協同組合
H8.5	・フロンガス回収装置設置（R22 用 1 基）
H8.10	・ごみ袋の指定（透明か半透明）
H9.4	・分別区分 8 分類→9 分類（飲料用紙パック追加）
H9.6	・館林市清掃センター（ごみ焼却）基幹的施設改良工事着手
H10.1	・簡易焼却炉停止
H10.5	・焼却炉運転体制 24h 運転への移行に伴い全面委託
H12.6	・収集体制 可燃物 4t 車 4 台、2t 車 4 台 資源物・不燃物 2t 車 8 台
H12.7	・リサイクル館改修工事（旧管理棟をリフォーム）
H13.4	・テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機の持込禁止（家電リサイクル法対応）
H14.4	・収集体制 祝日、振替休日の収集開始（5/3～5、1/1～3 除く） 可燃物の収集日を変更（市内全域週 2 回）
H14.7	・最終処分場延命化のため焼却灰処分の民間委託開始
H15.1	・モデル地区における紙製容器包装とプラスチック製容器包装の分別収集開始 （容器包装リサイクル法対応） 市内 5 地区（本町四丁目、高根つつじ野、岡野町、丸屋敷、入ヶ谷町）
H15.4	・ごみ辞典を每户配布 ・ペットボトル圧縮梱包の民間委託開始
H15.10	・パソコンの持込禁止（資源有効利用促進法対応）
H16.1	・たてばやしのマイバッグキャンペーン（第 1 回）
H16.4	・粗大ごみ受入の民間委託開始 ・冷蔵庫の持込禁止（家電リサイクル法対応）
H16.6	・ガラスびんの資源循環に関する協定締結（砂にしたガラスびんを混ぜたアスファルトを塗装工事で使用する）【館林アスコン株式会社】
H16.10	・分別区分 9 分類→10 分類（雑紙追加）
H16.12	・たてばやしのマイバッグキャンペーン（第 2 回）
H17.12	・たてばやしのマイバッグキャンペーン（第 3 回）
H18.12	・館林・板倉・明和のマイバッグキャンペーン（第 1 回）
H19.8	・館林・板倉・明和ごみ処理共同事業協議会発足 （広域ごみ処理施設の建設に向けた事業を開始）
H19.12	・館林・板倉・明和ごみ処理総合検討委員会発足 ・分別区分 10 分類→12 分類（プラスチック、蛍光灯追加）

	・館林・板倉・明和のマイバッグキャンペーン（第2回）
H20.12	・館林・板倉・明和のマイバッグキャンペーン（第3回）
H21.3	・一般廃棄物処理広域化実施計画策定
H21.4	・ごみ分別辞典「ごみ蔵」を毎戸配布
H21.12	・館林・板倉・明和のマイバッグキャンペーン（第4回）
H22.4	・館林・板倉・明和ごみ処理共同事業協議会から館林衛生施設組合に移行 （共同処理するし尿とごみの事務の構成団体が異なる複合的一部事務組合となる）
H22.11	・館林・板倉・明和のマイバッグキャンペーン（第5回）
H23.3	・資源とごみ分別収集カレンダー（地区別）毎戸配布開始
H23.4	・分別区分 12 分類→14 分類（スプレー缶、乾電池追加）
H23.11	・館林・板倉・明和のマイバッグキャンペーン（第6回）
H24.11	・館林・板倉・明和のマイバッグキャンペーン（第7回）
H25.3	・館林市一般廃棄物処理基本計画策定
H25.10	・分別区分 14 分類→15 分類（小型家電追加）
H25.11	・館林・板倉・明和のマイバッグキャンペーン（第8回）
H26.11	・館林・板倉・明和のマイバッグキャンペーン（第9回）
H26.12	・リサイクル館解体（たてばやしクリーンセンター建設のため）
H27.11	・館林・板倉・明和のマイバッグキャンペーン（第10回）
H27.12	・災害時における災害廃棄物の収集運搬及び処分等に関する協定書締結 【館林市一般廃棄物処理事業協同組合・館林広域再生資源事業協同組合】
H28.4	・ごみ処理手数料 10 円/kg→20 円/kg（税抜）
H29.3	・たてばやしクリーンセンター完成 ・いたくらリサイクルセンター完成
H29.4	・機構改革 資源対策課（10 名）→地球環境課資源対策係（6 名） ・たてばやしクリーンセンター稼働開始 ・いたくらリサイクルセンター稼働開始
H29.11	・めいわエコパーク完成
H30.3	・館林市ごみ処理基本計画（中間見直し）策定
H30.4	・めいわエコパーク稼働開始
H30.9	・館林市清掃センター焼却処理施設解体工事（～R2.2）
R1.7	・エコシティごみゼロ版創刊
R1.8	・館林市災害廃棄物処理計画策定
R2.2	・広報車による啓発開始

2. 組織及び事務分担（令和2年度）

(1) 組織

市民環境部 地球環境課



(2) 職員配置

	課長	係長	係長代理	主査	主任	主事	主事補	業務長	臨時	計
地球環境課	1									1
資源対策係		1		1	2	2				6
計	1	1		1	2	2				7

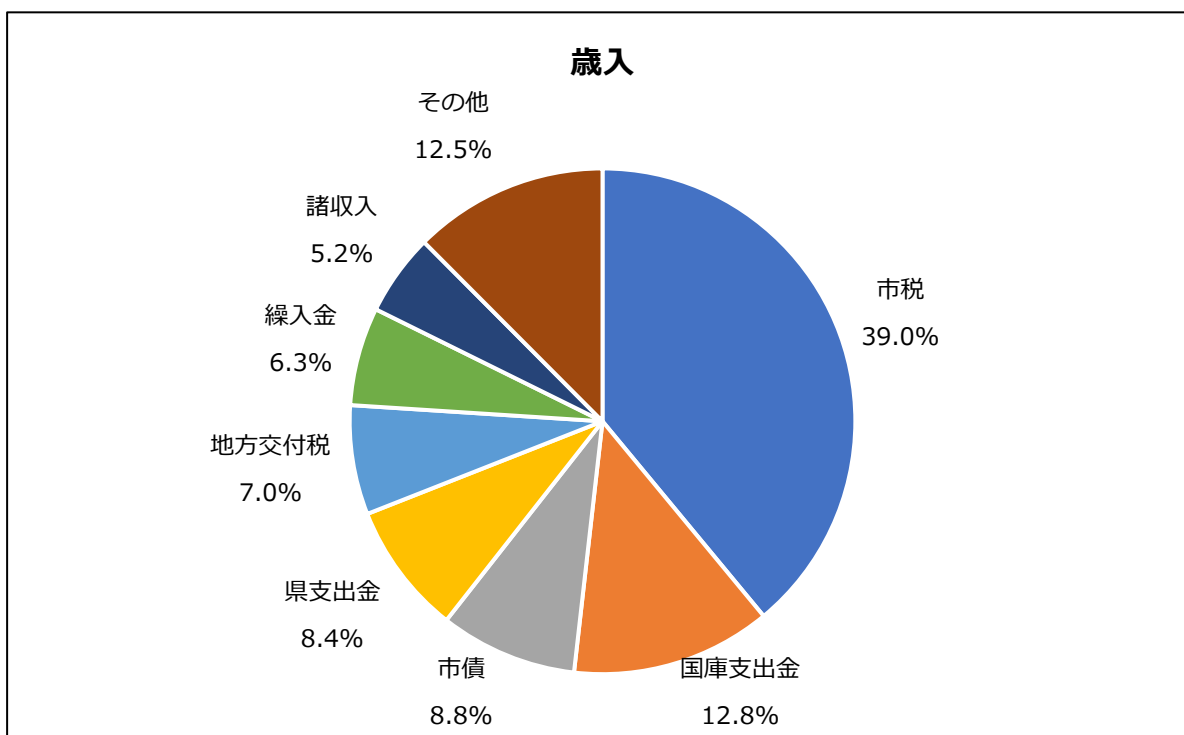
(3) 資源対策係事務分担

- ・ 一般廃棄物の収集、運搬、処理及び処分の計画・実施に関すること
- ・ 最終処分場の維持管理に関すること
- ・ 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること
- ・ 一般廃棄物の資源化に関すること
- ・ ごみの減量化、再資源化及び再利用化の推進並びに啓発に関すること
- ・ ごみステーションの許可及び適正配置に関すること
- ・ 館林衛生施設組合との連絡調整に関すること

3. 予算及び決算

(1) 令和元年度一般会計予算

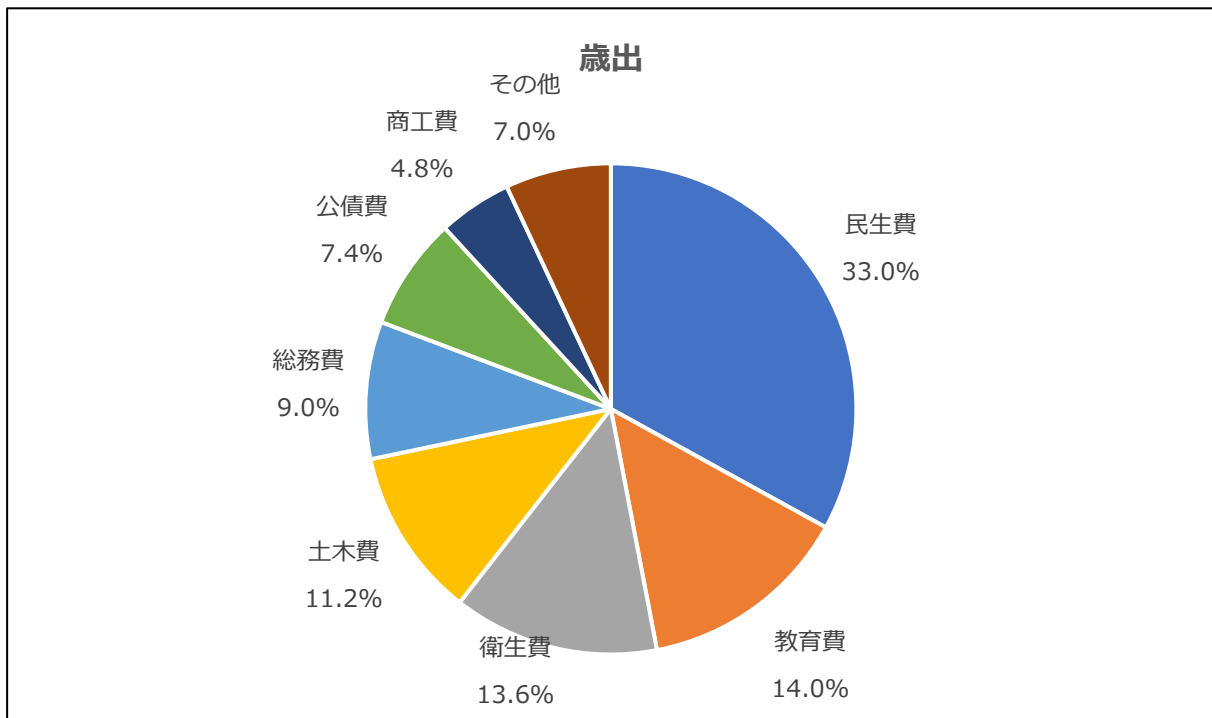
【歳入の部】



(単位：千円)

歳			入		
1	市税	11,541,518	12	使用料及び手数料	404,495
2	地方譲与税	263,140	13	国庫支出金	3,789,282
3	利子割交付金	18,000	14	県支出金	2,497,667
4	配当割交付金	50,000	15	財産収入	144,116
5	株式等譲渡所得割交付金	45,000	16	寄附金	100,240
6	地方消費税交付金	1,490,000	17	繰入金	1,859,087
7	自動車取得税交付金	35,051	18	繰越金	562,100
8	地方特例交付金	262,857	19	諸収入	1,547,349
9	地方交付税	2,070,000	20	市債	2,601,100
10	交通安全対策特別交付金	14,000	21	環境性能割交付金	11,465
11	分担金及び負担金	289,318			
歳 入 合 計					29,595,785

【歳出の部】



(単位：千円)

歳		出	
1	議会費	226,618	8
2	総務費	2,678,093	9
3	民生費	9,770,855	10
4	衛生費	4,014,096	11
5	労働費	68,941	12
6	農林水産業費	396,668	13
7	商工費	1,434,904	14
		土木費	3,301,929
		消防費	1,344,548
		教育費	4,136,342
		災害復旧費	10
		公債費	2,197,039
		諸支出金	39
		予備費	25,703
		歳 出 合 計	
		29,595,785	

(2) 令和元年度 地球環境課 資源対策係 歳入・歳出決算

歳 入

(単位：円)

款	項	目	節		説 明
			区 分	金 額	
12 使用料 及び手数料	2 手数料	3 衛生手数料	3 清掃手 数料	12,500	一般廃棄物処理業許可書等交付手数料
13 国庫支 出金	2 国庫補 助金	3 衛生費国 庫補助金	3 清掃費 補助金	87,386,200	廃棄物処理施設モニタリング事業費補 助金 196,200 循環型社会形成推進交付金 87,190,000
19 諸収入	5 雑入	2 雑入	7 雑入	26,010,641	資源回収売払収入 18,855,864 (公財)群馬県市町村振興協会市町村交 付金 7,066,000 廃食用油売上料 57,147 ごみ持込み手数料(滞納繰越分) 31,630
20 市債	1 市債	3 衛生債	2 清掃債	213,100,000	一般廃棄物処理施設整備事業債
合計				326,509,341	

歳 出

(単位：円)

款	項	目	節		説 明
			区 分	金 額	
4 衛生費	3 清掃費	1 ごみ処理費 888,140,135	1 報酬	99,600	廃棄物減量等推進審議会委員 報酬【減量】
			2 給料	20,167,360	職員人件費
			3 職員手当等	9,636,773	職員人件費
			4 共済費	6,370,211	職員人件費
			8 報償費	134,780	諸報償費【減量】
			9 旅費	65,040	旅費【収集】54,080 【減量】10,960
			11 需用費	9,387,104	消耗品費【収集】2,744,099 【減量】1,908,665 燃料費【収集】459,869 印刷製本費【減量】675,873 光熱水費【収集】2,974,844 修繕料【収集】623,754
			12 役務費	243,325	通信運搬費【収集】54,783 【減量】53,051

					手数料【収集】 15,280 自動車保険料【収集】 104,776 火災保険料【収集】 15,435
			13 委託料	322,196,401	ごみ収集業務委託料 【収集】 277,906,400 警備清掃業務等委託料 【収集】 186,106 施設保守管理業務委託料 【収集】 4,127,000 資源化等業務委託料 【収集】 49,976,895
			14 使用料及 び賃借料	74,800	施設使用料【減量】 74,800
			15 工事請負 費	2,893,000	樹木管理工事費【収集】
			19 負担金補 助及び交付金	506,858,541	全国都市清掃会議等負担金 【収集】 94,450 資源ごみ回収助成金 【減量】 10,265,091 ごみ減量化器具購入費助成金 【減量】 133,000 館林衛生施設組合負担金 【組合】 496,366,000
			27 公課費	13,200	自動車重量税【収集】 13,200
4 衛生費	3 清掃費	4 一般廃棄物処理 施設建設費 329,310,667	9 旅費	0	旅費
			11 需用費	11,867	消耗品費
			13 委託料	4,598,800	調査委託料 2,926,800 設計委託料 1,672,000
			15 工事請負 費	324,700,000	工事費
合計		1,217,450,802		1,217,450,802	

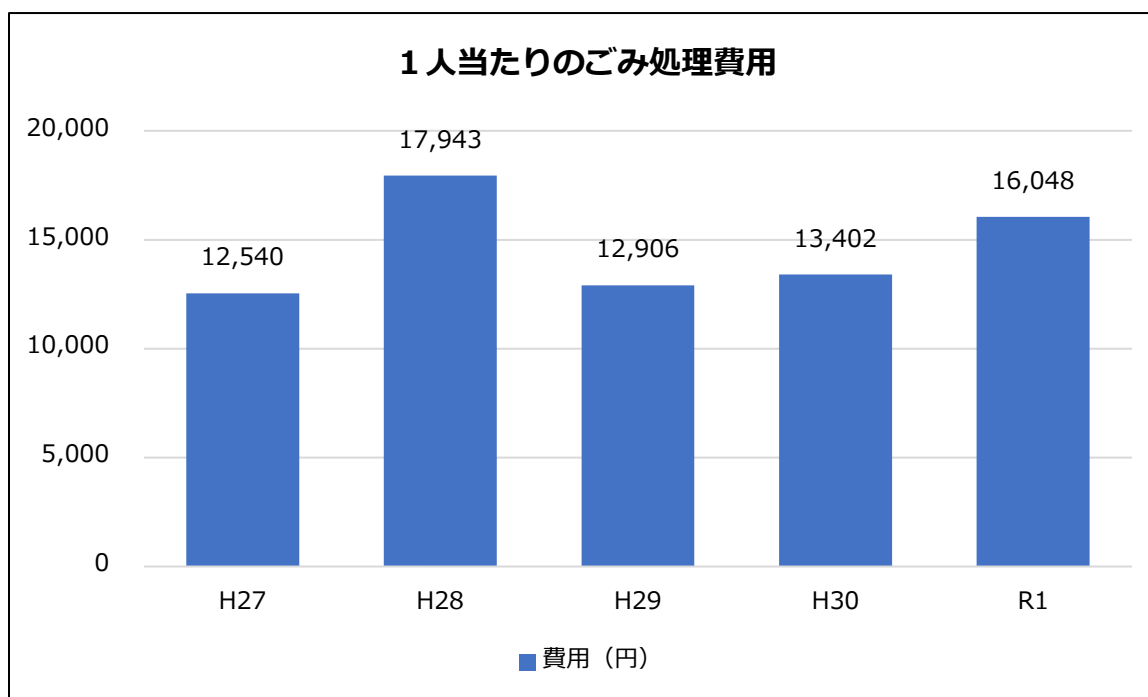
4. ごみ処理経費

年 度	処理人口 (人)	ごみの 総排出量 (t)	処 理 費 (千円)	1人1日 当たり排出量 (g/人・日)	1人当たり 処理費用 (円/人)	1トン当たり 処理費用 (円/t)
H27	77,938	28,932	977,363	1,014	12,540	33,781
H28	77,399	27,867	1,388,734	986	17,943	49,834
H29	76,738	27,052	990,350	966	12,906	36,609
H30	76,310	26,782	1,062,699	962	13,402	38,186
R1	75,864	26,214	1,217,451	944	16,048	46,443

※人口は令和元年10月1日現在

※ごみの総排出量は集団回収量を含む

※処理費に収入は含まない



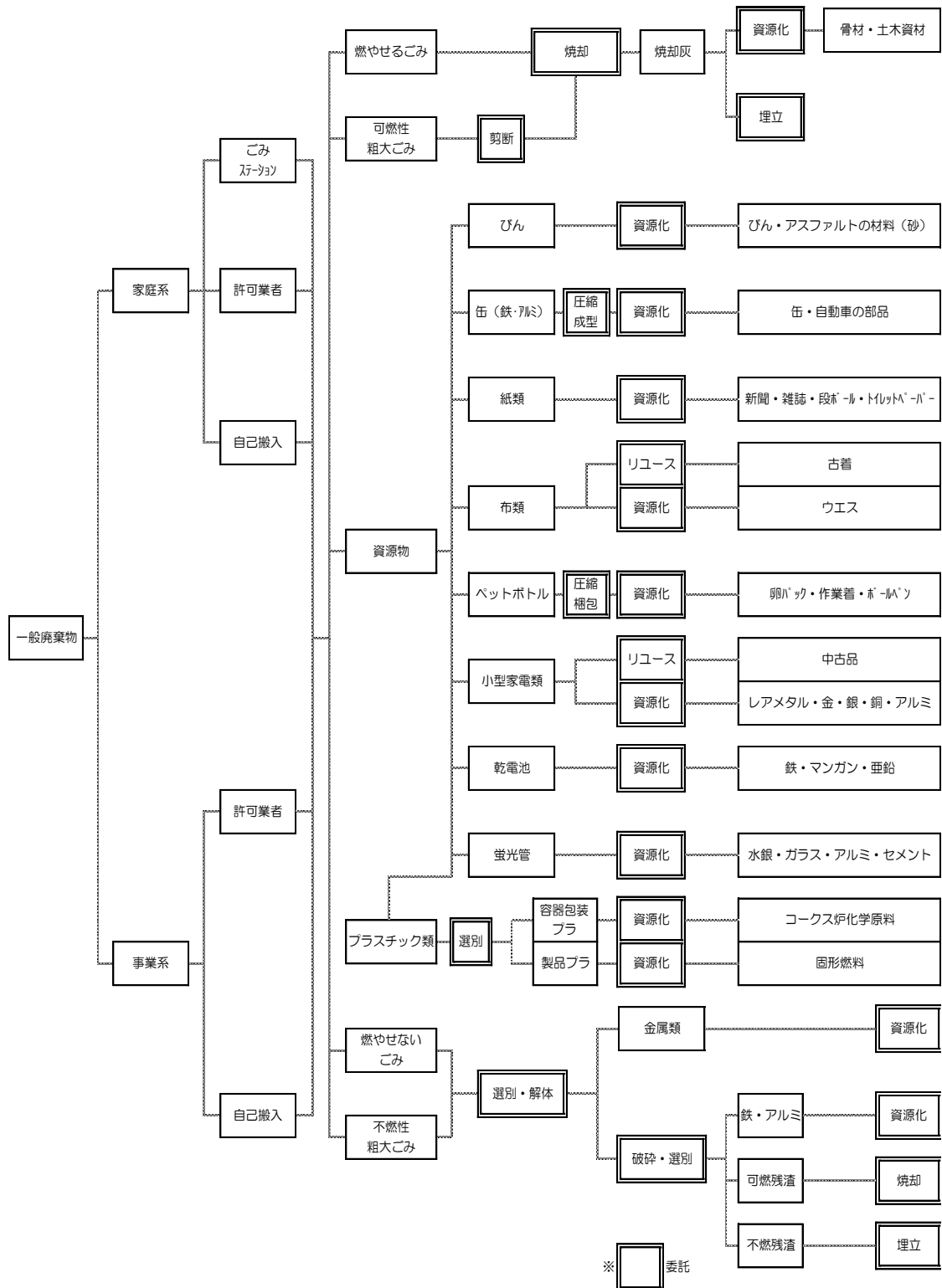
5. 清掃手数料

許可書等手数料

一般廃棄物処理業許可書交付手数料	： 1件につき	5,000円
一般廃棄物処理業許可書再交付手数料	： 1件につき	2,500円
従業員証交付手数料	： 1人につき	1,000円
従業員証再交付手数料	： 1人につき	500円

第2章 ごみ処理事業

1. ごみ処理の流れ



2. 資源とごみの分け方・出し方

収集日の朝8時30分までに、決められたごみステーションに出してください。

収集曜日は、分別収集カレンダーで確認してください。

資源とごみの分け方・出し方

収集曜日	分別区分	主な対象物
毎月第 資源物	紙類	新聞 雑誌 段ボール 紙バック 品目ごとにまとめて、ひもでしばる 集団回収に優先的に出してください
	布類	雑紙 洗濯物、タオル、ハンカチ、シーツ類 洗って切って、開いて乾かしてひもでしばる。 古布はひもでしばるか袋に入れて
	缶	黄色のコンテナ 缶(飲料缶・缶づめ) 緑色の収集容器 ペットボトル 又はコンテナ 缶は、きれいに洗って 集団回収に優先的に出してください
	ペットボトル	ペットボトルのキャップとラベルはプラスチックへ キャップをはずし、ラベルをはがして、きれいに洗って、つぶす
	びん	青色のコンテナ びん ガラス食器類、陶器類は燃やせないごみへ 空きビン(一升ビン等)は、なるべく買った店頭へ 中身をきれいに洗って
曜日	スプレー缶・乾電池	白色のコンテナ スプレー缶 乾電池 ニッケル・カドミウム蓄電池・リチウム電池は販売店へ 白色のコンテナに出す時は、電池を袋から出して
	小型家電類・金属類	小型家電類 金属類 電池のあるものは電池を外して くぎ、ビス、針金、ハンガー、金属製品
	燃やせないごみ	ガラス類 陶器類 焼却灰 その他 こまかい物は袋に入れて(びんのコンテナにいれない) 袋に灰と書いて(1回に出す量は10kg以内) ライターは、中身を空けて(別袋に入れて)
	プラスチック類	ボトル類 チューブ類 カップ・バック類 トレイ類 ネット類 シャンプー、洗剤 歯みがき粉、わさびなど プリン、卵パック、コンビニなどの弁当容器など 生鮮食品のトレイ 野菜や果物が入っていたネット
	燃やせるごみ	キャップ類 ポリ袋・ラップ類 緩衝材類 オーディオソフト類 ペットボトルなどのプラスチック製のキャップ レジ袋、スナック菓子などの包み 家電製品などに入っている発泡スチロール製の緩衝材 CD・MD・DVD
毎週・曜	燃やせるごみ	生ごみ処理機・生ごみ処理機(コンポスト)・生ごみ処理容器(EMほかし)に助成金制度を実施しています。 生ごみは水をよくきいて 汚れた紙 木くず・草・葉類 ゴム・皮革類 太さ3cmで長さ40cm以内にし、ひもでしばって 草・葉類は、乾燥させて(大量にある場合は、ご相談ください)

ごみステーションに出せないもの

ごみの種類によって持ち込み先が異なります。ごみの分別区分に従って、たてばやしクリーンセンター又はいたくらサイクルセンターへ直接持ち込んでください。直接持ち込みすることができない場合は、市の許可業者へ依頼してください。

粗大・大量ごみ	家具・寝具類	木・竹	大型家電類(10kg以上)	その他
金属・金具類は、できるだけ外して	金庫、金具類は、できるだけ外して	木は直径10cm以内、長さ2m以内に(大量にある場合は、ご相談ください。)	家電類はなるべく買い替え時に引き取ってもらいましょう。	家庭の一時大量ごみ(引越し、片付け等)は、ごみステーションには出せません。
事業ごみ	会社 工場 商店 飲食店 病院 理容室・美容院 農業			
事業ごみは、ごみの種類や量にかかわらず、すべてごみステーションには出せません。 事業ごみのうち産業廃棄物は、たてばやしクリーンセンター、いたくらサイクルセンターでは受け入れできません。				

自己搬入の持ち込み先

※ごみの種類によって持ち込み先が異なります。分らない場合は下記へお問い合わせください

【たてばやしクリーンセンター】(館林市苗木町2447-19 TEL0276-56-4453) 例) 燃やせるごみ、布団、カーペット、剪定枝、木製家具など
【いたくらサイクルセンター】(板倉町大字板倉3427-7 TEL0276-56-4453) 例) 資源物、燃やせないごみ、プラスチック類、スチール家具など

回収ボックスに持ち込むもの

蛍光灯回収協力店の表示がある電気店、ホームセンター、市役所や各公民館、総合福祉センター、城沼総合体育館に設置してあります。随時お持ちください。

割れてない蛍光灯、白熱電球

外箱などから出し、回収ボックスに入れる。
割れたものは、燃やせないごみへ。
事業所で使用されたものは出せません。

廃食用油回収

家庭から発生した廃食用油(植物油)を回収します。
ペットボトルなど、密閉した容器でお持ちください。

回収場所	回収日時
館林市役所(北駐車場) 西側倉庫となりの回収ボックス	平日午前9時~午後5時まで
各公民館	開館日(開館時間内)
総合福祉センター	開館日(開館時間内)

ごみ処理施設で処理できないもの

販売店・処理業者などにお問い合わせください。

農機具	農業用ビニール	オートバイ	タイヤ	バッテリー	建築廃材	ガスボンベ	消火器	毒物	農薬	廃油等	ボウリングの球	石	コンクリート
農機具	農業用ビニール	オートバイ 二輪リサイクルセンター (Tel.050-3000-0727)	タイヤ	バッテリー	建築廃材	ガスボンベ	消火器	毒物	農薬	廃油等	ボウリングの球	石	コンクリート
家電リサイクル法の対象品	家電小売店が購入店に引き取ってもらいましょう。												
液晶テレビ	ブラウン管テレビ												
冷蔵庫	冷凍庫												
洗濯機	衣類乾燥機												
エアコン													
ディスプレイ	デスクトップパソコン(本体)												
ノートパソコン	一体型パソコン												

裏面にもあります(R2.3)

3. 資源とごみの収集日程表

	町名	可燃	不燃・資源	プラ		町名	可燃	不燃・資源	プラ
あ	青柳町	月・木	第1・3金	第2・4金	た	田谷町	水・土	第1・3月	第2・4月
	赤土町	水・土	第1・3月	第2・4月		千塚町	水・土	第1・3月	第2・4月
	赤生田町	月・木	第2・4火	第1・3火		千代田町	月・木	第1・3月	第2・4金
	赤生田本町	月・木	第2・4火	第1・3火		つつじ町	月・木	第1・3水	第2・4水
	朝日町	火・金	第1・3火	第1・3土		当郷町	水・土	第1・3木	第2・4木
	足次町	月・木	第2・4火	第1・3火	な	苗木町	月・木	第2・4土	第1・3土
	入ヶ谷町	火・金	第2・4木	第1・3木		仲町	火・金	第1・3土	第2・4土
	大街道一丁目	水・土	第2・4月	第1・3月		成島町	火・金	第1・3木	第2・4木
	大街道二丁目	水・土	第1・3火	第2・4火		西高根町	月・木	第1・3金	第2・4金
	大街道三丁目	水・土	第2・4月	第1・3月		西本町	火・金	第1・3月	第2・4月
	大島町	火・金	第2・4木	第1・3木		西美園町	水・土	第1・3金	第2・4金
	大島町(旧「サト」)	火・金	第2・4水	第1・3水		野辺町	火・金	第2・4木	第1・3木
	大新田町	火・金	第1・3月	第2・4月	は	花山町	水・土	第1・3木	第2・4木
	大手町	水・土	第1・3土	第1・3火		羽附町	月・木	第1・3火	第2・4火
	大谷町	火・金	第2・4水	第1・3水		羽附旭町	月・木	第1・3火	第2・4火
	岡野町	月・木	第1・3金	第2・4金		東広内町	火・金	第1・3月	第2・4月
	尾曳町	火・金	第1・3木	第2・4木		東美園町	水・土	第2・4金	第1・3金
か	加法師町	火・金	第2・4土	第1・3土		日向町	月・木	第2・4金	第1・3金
	上赤生田町	月・木	第1・3土	第2・4土		広内町	月・木	第2・4金	第1・3金
	上早川田町	月・木	第2・4水	第1・3水		富士原町	水・土	第2・4月	第1・3月
	上三林町	火・金	第1・3木	第2・4木		富士見町	水・土	第1・3月	第2・4月
	北成島町	火・金	第1・3水	第2・4水		分福町	月・木	第2・4金	第1・3金
	木戸町	水・土	第1・3火	第2・4火		傍示塚町	水・土	第1・3火	第2・4火
	楠町	水・土	第2・4月	第1・3月		細内町	水・土	第1・3月	第2・4月
	小桑原町	水・土	第2・4木	第1・3木		堀工町	月・木	第1・3水	第2・4水
	近藤町	火・金	第2・4水	第1・3水		本町一丁目	月・木	第2・4土	第1・3土
さ	栄町	水・土	第2・4火	第1・3火		本町二丁目	火・金	第1・3火	第2・4木
	坂下町	月・木	第1・3金	第2・4金		本町三丁目	月・木	第1・3火	第2・4火
	下早川田町	月・木	第2・4水	第1・3水		本町四丁目	水・土	第1・3月	第2・4月
	下三林町	火・金	第2・4木	第1・3木	ま	松原一丁目	火・金	第2・4月	第1・3月
	城町	月・木	第2・4土	第1・3土		松原二丁目	火・金	第1・3水	第2・4水
	新宿一丁目	火・金	第2・4木	第1・3木		松原三丁目	月・木	第2・4水	第1・3水
	新宿二丁目	水・土	第2・4火	第1・3火		松沼町	火・金	第2・4木	第1・3木
	新栄町	水・土	第2・4火	第1・3火		美園町	水・土	第1・3金	第2・4金
	諏訪町	月・木	第2・4金	第1・3金		緑町一丁目	火・金	第1・3月	第2・4月
	瀬戸谷町	火・金	第1・3水	第2・4水		緑町二丁目	火・金	第2・4水	第1・3水
た	代宮町	月・木	第1・3土	第2・4土		南美園町	水・土	第2・4金	第1・3金
	台宿町	水・土	第1・3土	第1・3火	や	四ツ谷町	水・土	第1・3月	第2・4月
	高根町	月・木	第2・4火	第1・3火	わ	若宮町	火・金	第1・3水	第2・4水

4. ごみステーション数

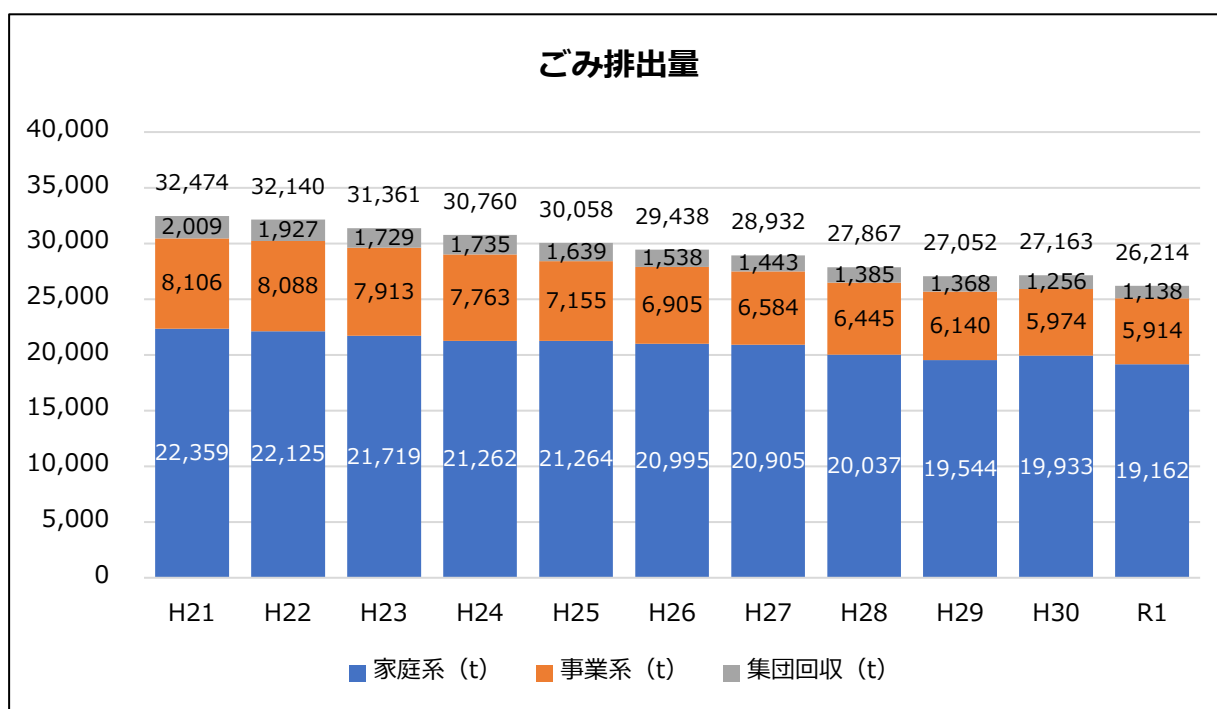
町名	人口	ステーション数		町名	人口	ステーション数	
		可燃	不・資			可燃	不・資
本町一丁目	477	31	23	新宿一丁目	500	28	5
本町二丁目	659	44	39	新宿二丁目	967	29	11
本町三丁目	294	12	10	緑町一丁目	1,125	39	9
本町四丁目	926	39	30	緑町二丁目	980	28	12
千代田町	387	21	17	松原一丁目	1,288	44	37
富士見町	1,078	30	27	松原二丁目	958	27	20
栄町	860	27	17	松原三丁目	412	12	14
新栄町	348	12	8	つつじ町	821	19	21
仲町	488	45	37	美園町	1,463	23	19
西本町	733	43	35	東美園町	976	16	10
代官町	382	23	14	南美園町	582	4	5
台宿町	379	25	13	西美園町	656	12	3
坂下町	909	22	23	小桑原町	1,458	31	13
広内町	1,006	44	35	富士原町	2,149	46	40
東広内町	184	3	4	堀工町	3,306	50	36
朝日町	1,162	41	34	分福町	655	6	5
大手町	473	28	15	青柳町	1,324	25	12
城町	806	30	26	近藤町	2,321	53	41
尾曳町	1,420	36	33	苗木町	1,286	13	7
大街道一丁目	1,116	42	41	諏訪町	749	18	10
大街道二丁目	1,033	34	36	野辺町	554	17	16
大街道三丁目	755	26	25	上三林町	1,380	15	28
岡野町	1,135	25	18	下三林町	930	1	23
当郷町	1,123	16	9	入ヶ谷町	129	1	1
細内町	306	6	5	高根町	2,283	35	33
千塚町	103	1	1	成島町	2,692	81	77
田谷町	129	1	1	大谷町	2,032	42	44
四ツ谷町	122	1	1	赤土町	1,129	26	23
加法師町	837	18	10	北成島町	1,711	35	16
若宮町	965	20	23	松沼町	1,146	32	19
瀬戸谷町	764	10	10	西高根町	2,221	46	42
大島町	2,020	28	25	木戸町	420	7	7
上赤生田町	848	8	7	日向町	2,030	48	21
赤生田本町	655	5	6	大新田町	115	1	1
赤生田町	612	16	21	足次町	2,259	58	41
羽附町	727	19	11	下早川田町	418	9	2
花山町	2,126	28	27	傍示塚町	151	1	1
楠町	845	12	6	上早川田町	295	2	1
羽附旭町	496	4	4	合計	75,559	1,856	1,453

5. ごみに関するデータ

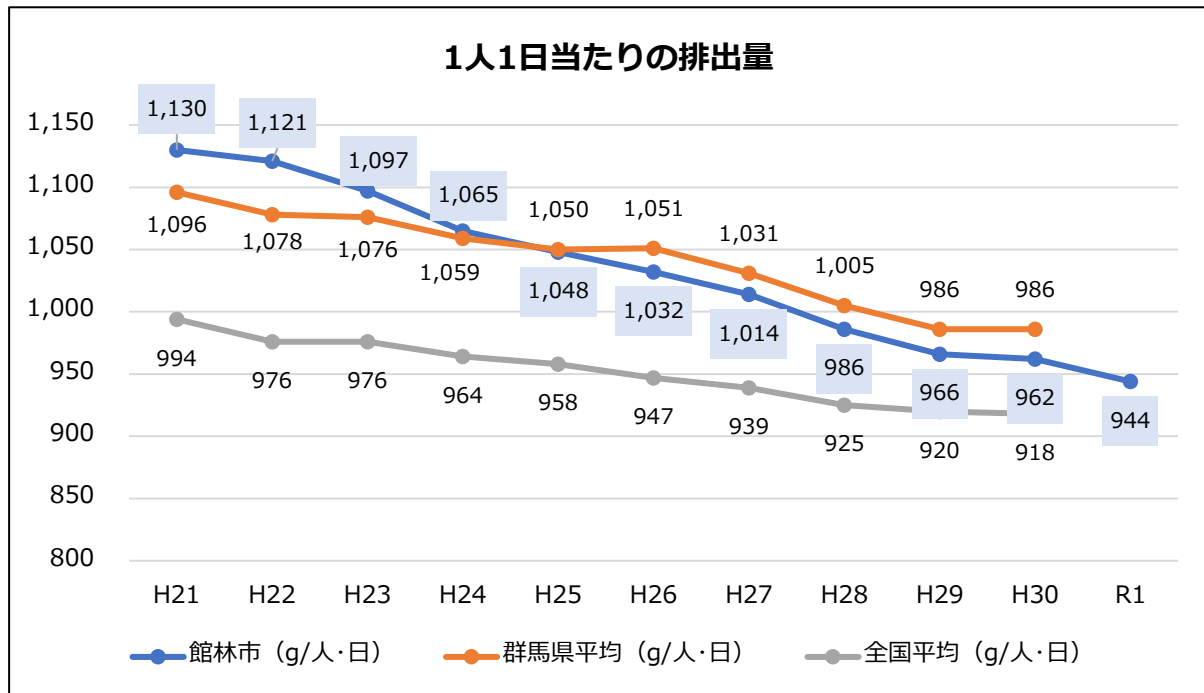
(1) ごみ収集搬入量

区分 年度	委託業者			許可業者			持込み			計		
	可燃	不燃 資源	合計	可燃	不燃 資源	合計	可燃	不燃 資源	合計	可燃	不燃 資源	合計
H21	15,258	5,128	20,386	6,210	96	6,306	2,967	806	3,773	24,435	6,030	30,465
H22	15,258	4,471	19,729	6,322	55	6,377	2,940	1,167	4,107	24,520	5,693	30,213
H23	14,628	5,018	19,646	6,233	68	6,301	2,834	851	3,685	23,695	5,937	29,632
H24	14,631	4,686	19,317	6,135	48	6,183	2,814	711	3,525	23,580	5,445	29,025
H25	14,611	4,630	19,241	6,045	45	6,090	2,377	711	3,088	23,033	5,386	28,419
H26	14,642	4,309	18,951	5,835	64	5,899	2,283	767	3,050	22,760	5,140	27,900
H27	14,607	4,354	18,961	5,657	52	5,709	2,021	798	2,819	22,285	5,204	27,489
H28	14,386	4,070	18,456	5,489	84	5,573	1,827	626	2,453	21,702	4,780	26,482
H29	14,659	3,723	18,382	5,474	53	5,527	1,274	501	1,775	21,407	4,277	25,684
H30	14,918	3,868	18,786	5,375	58	5,433	1,194	494	1,688	21,487	4,420	25,907
R1	14,907	2,961	17,868	5,314	48	5,362	1,327	519	1,846	21,548	3,528	25,076

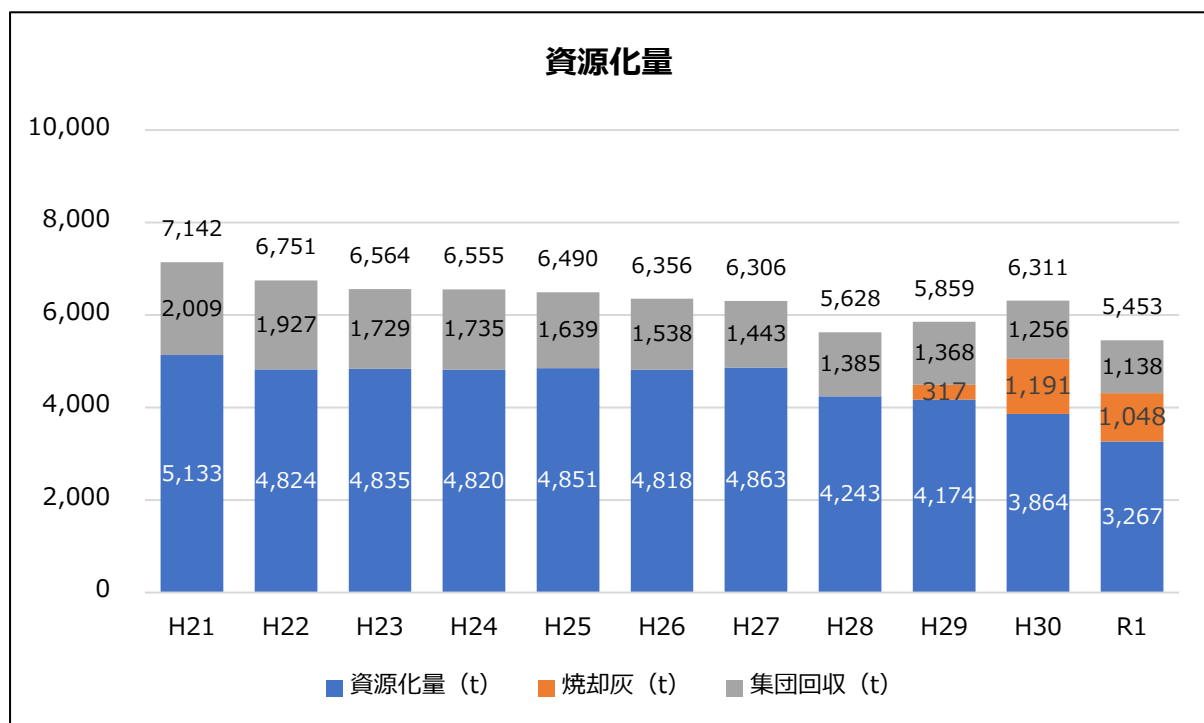
(2) ごみ排出量



(3) 1人1日当たりの排出量



(4) 資源化量

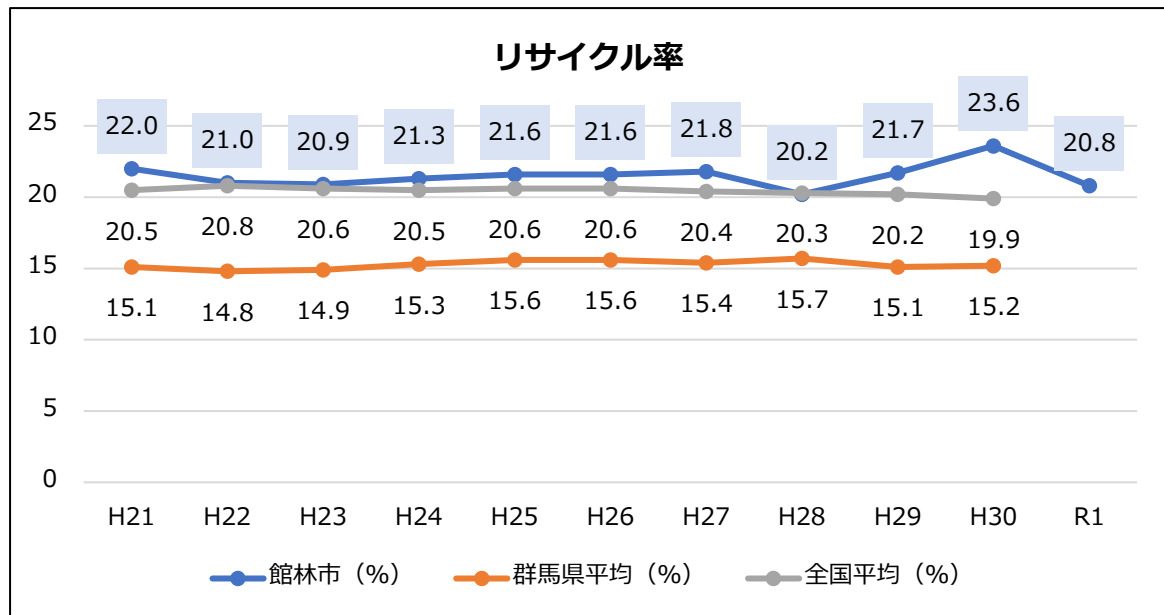


(5) 資源化量内訳

		単位	H29	H30	R1
不燃・資源物搬入量		kg	4,277,190	4,420,550	3,528,540
資源化量		kg	4,174,156	3,861,329	3,267,634
資源回収率		%	97.6	87.3	92.6
鉄類	資源化量	kg	378,268	349,547	334,516
	構成比	%	9.1	9.1	10.2
非鉄類	資源化量	kg	139,295	153,025	145,286
	構成比	%	3.3	4.0	4.4
ガラスびん	資源化量	kg	748,780	572,853	528,217
	構成比	%	17.9	14.8	16.2
紙類	資源化量	kg	1,358,114	1,442,243	1,385,029
	構成比	%	32.5	37.4	42.4
プラスチック	資源化量	kg	1,053,160	780,428	322,184
	構成比	%	25.2	20.2	9.9
ペットボトル	資源化量	kg	226,761	246,298	246,967
	構成比	%	5.4	6.4	7.6
布類	資源化量	kg	192,387	195,350	180,277
	構成比	%	4.6	5.1	5.5
食器類	資源化量	kg	0	500	81
	構成比	%	0.0	0.0	0.0
剪定枝	資源化量	kg	0	0	0
	構成比	%	0.0	0.0	0.0
使用済小型家電 (リサイクル)	資源化量	kg	50,878	72,135	80,009
	構成比	%	1.2	1.9	2.4
小型家電 (リユース)	資源化量	kg	6,883	4,341	4,434
	構成比	%	0.2	0.1	0.1
蛍光管	資源化量	kg	5,734	7,538	5,289
	構成比	%	0.2	0.2	0.2
乾電池	資源化量	kg	10,106	32,893	27,068
	構成比	%	0.3	0.9	0.8
処理困難物	資源化量	kg	3,790	4,178	8,277
	構成比	%	0.1	0.1	0.3
焼却灰	資源化量	kg	316,720	1,191,295	1,048,272

※平成 29 年度広域共同処理開始後のデータ

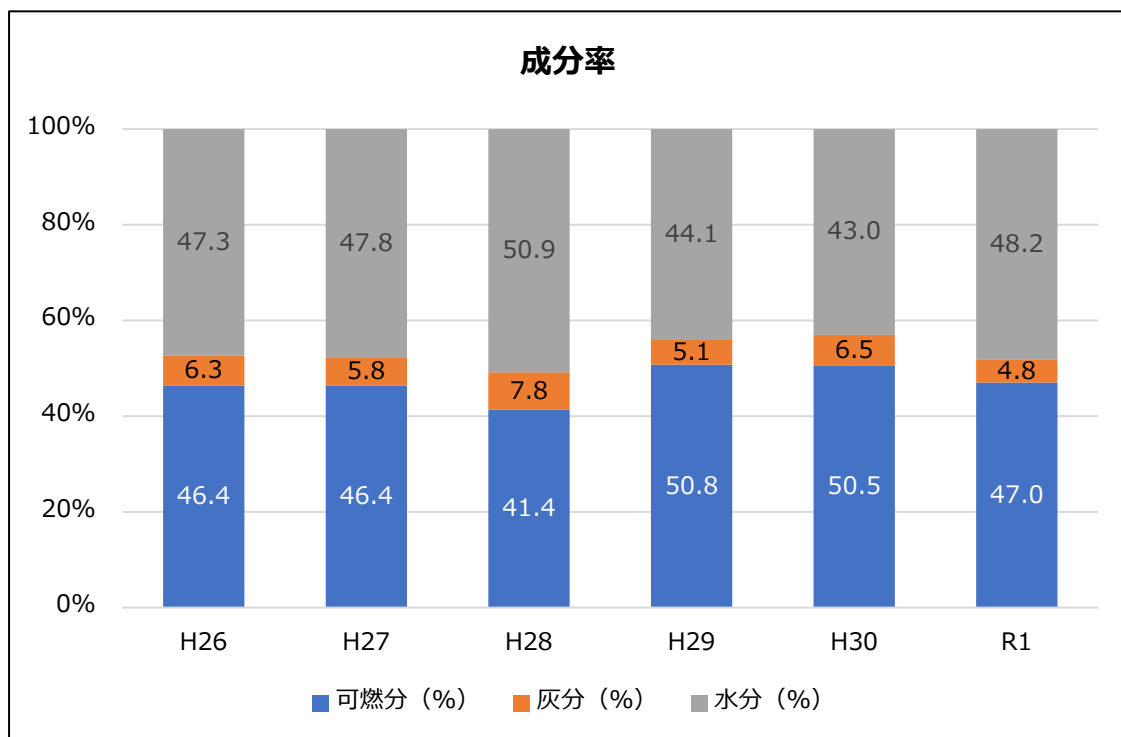
(6) リサイクル率



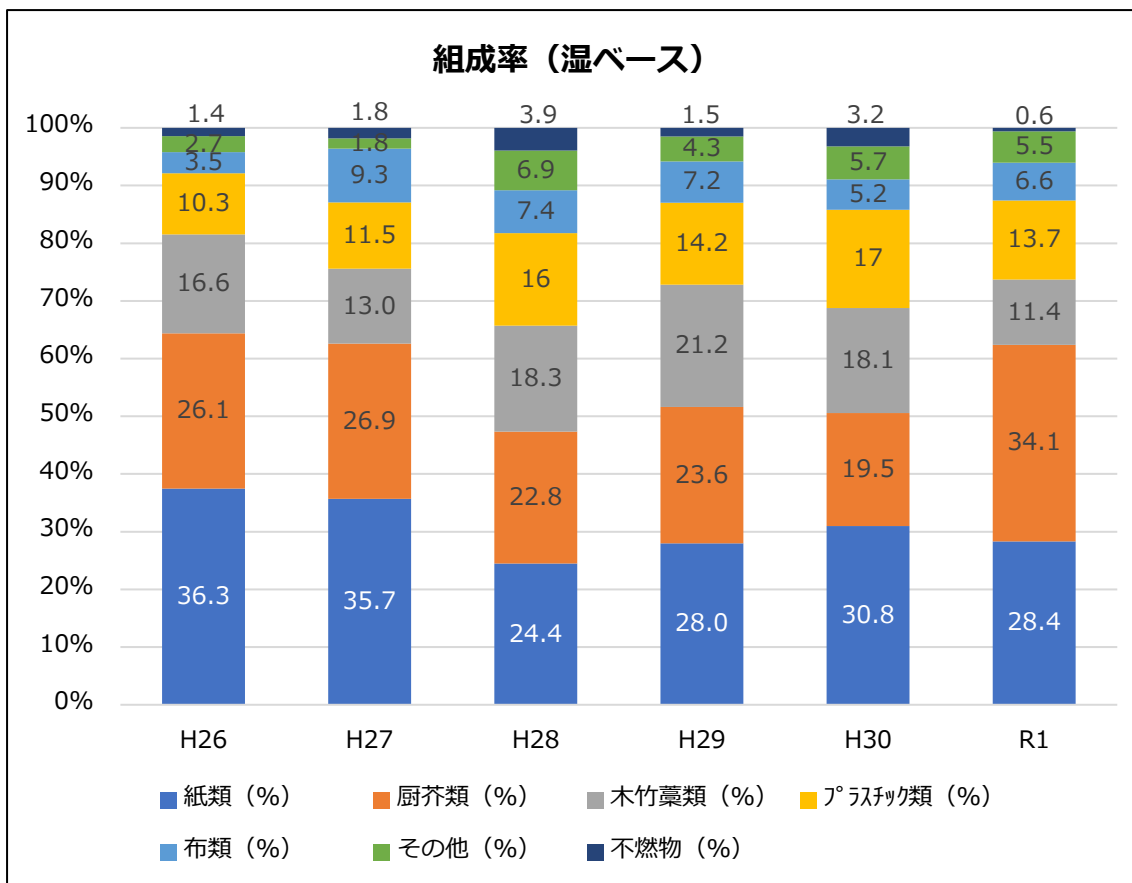
6. 燃やせるごみ

燃やせるごみ（可燃性粗大ごみ含む）は、焼却処理施設「たてばやしクリーンセンター」（館林衛生施設組合）にて焼却処理を行っています。委託による24時間運転となっています。

(1) 成分率



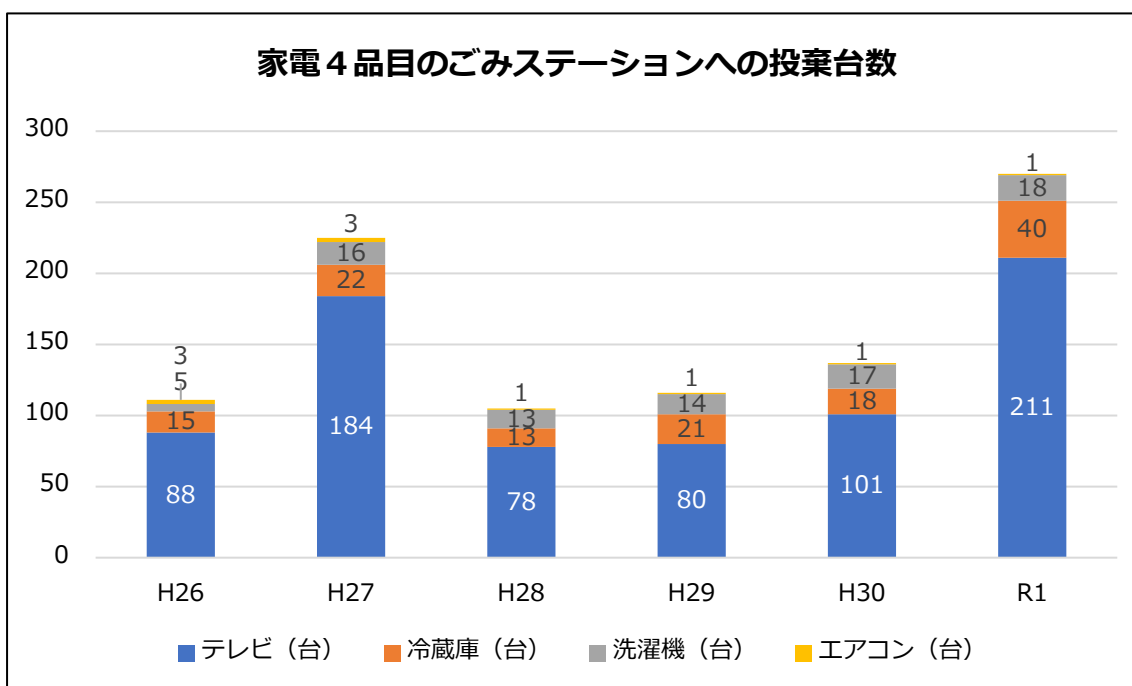
(2) 組成率



7. 燃やせないごみ

燃やせないごみ（不燃性粗大ごみ含む）は、粗大ごみ処理施設「いたくらリサイクルセンター」（館林衛生施設組合）で手選別し、資源物を回収した後、破碎処理を行っています。

8. 不法投棄物（家電リサイクル法対象製品）



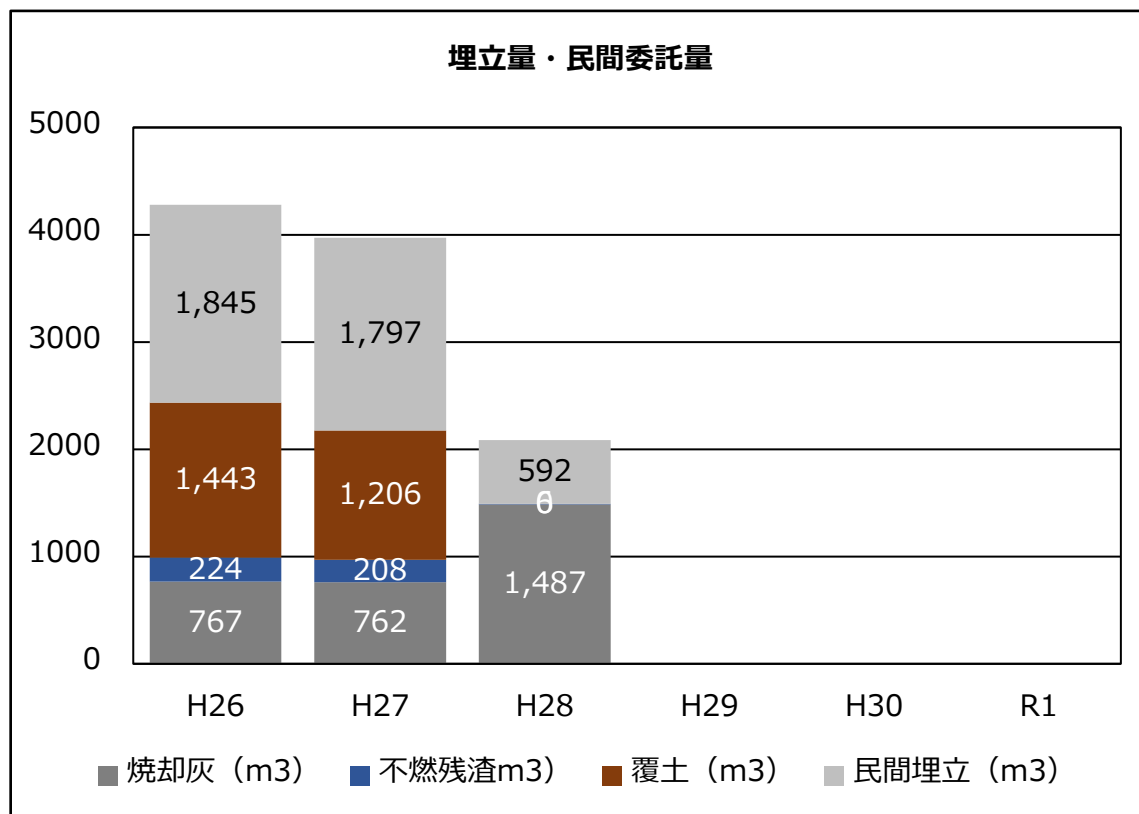
9. 最終処分場

市の最終処分場では、平成5年度から焼却処理施設の焼却残渣と粗大ごみ処理施設の不燃残渣の埋立処分を行ってきましたが、平成29年度の広域共同処理の開始により、新たな埋立処分はなくなりました。

最終処分場は、遮水工・排水処理施設を設けた管理型です。また、埋立方式は、サンドイッチ方式であり20～30cmのシート保護材を入れています。

平成29年度より、最終処分場は「めいわエコパーク」（館林衛生施設組合）を使用しています。

(1) 最終処分場の埋立実績



(2) 最終処分場浸出水処理施設放流水の水質検査結果

	項 目	単 位	放 流 水	基 準 値
1	アルキル水銀化合物	mg/ℓ	<0.0005	不検出
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/ℓ	<0.0005	0.005
3	カドミウム及びその化合物	mg/ℓ	<0.003	0.03
4	鉛及び化合物	mg/ℓ	<0.01	0.1
5	有機燐化合物	mg/ℓ	<0.1	1
6	六価クロム化合物	mg/ℓ	<0.04	0.5
7	砒素及び化合物	mg/ℓ	<0.01	0.1
8	シアン化合物	mg/ℓ	<0.1	1
9	ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	<0.0005	0.003
10	トリクロロフルン	mg/ℓ	<0.001	0.3
11	テトラクロロフルン	mg/ℓ	<0.001	0.1
12	ジクロロメタン	mg/ℓ	<0.02	0.2
13	四塩化炭素	mg/ℓ	<0.001	0.02
14	1・2-ジクロロエタン	mg/ℓ	<0.004	0.04
15	1・1-ジクロロフルン	mg/ℓ	<0.02	0.2
16	1,1,2-トリクロロフルン	mg/ℓ	<0.04	0.4
17	1・1・1-トリクロロエタン	mg/ℓ	<0.001	3
18	1・1・2-トリクロロエタン	mg/ℓ	<0.006	0.06
19	1・3-ジクロロプロパン	mg/ℓ	<0.002	0.02
20	チラウム	mg/ℓ	<0.006	0.06
21	シマジン	mg/ℓ	<0.003	0.03
22	チオベンカルブ	mg/ℓ	<0.02	0.2
23	ベンゼン	mg/ℓ	<0.01	0.1
24	セレン及びその化合物	mg/ℓ	<0.01	0.1
25	ほう素及びその化合物	mg/ℓ	<0.4	10
26	ふっ素及びその化合物	mg/ℓ	<0.2	8
27	アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/ℓ	10	100
28	塩化ビニルモノマー	mg/ℓ	<0.0002	0.02
29	1・2-ジクロロフルン	mg/ℓ	<0.004	0.4
30	1・4-ジオキサン	mg/ℓ	<0.033	0.5
31	水素イオン濃度（水素指数）	pH	7.0	5.8~8.6
32	BOD（生物化学的酸素要求量）	mg/ℓ	1.7	25
33	COD（化学的酸素要求量）	mg/ℓ	3.7	25
34	SS（浮遊物質）	mg/ℓ	1.6	50
35	ルルル抽出物質（鉱油）	mg/ℓ	<1.0	5
36	ルルル抽出物質（動植物油）	mg/ℓ	<1.0	30
37	フェノール類含有量	mg/ℓ	<0.1	1
38	銅類含有量	mg/ℓ	0.1	3
39	亜鉛含有量	mg/ℓ	<0.1	2
40	溶解性鉄含有量	mg/ℓ	<0.1	10
41	溶解性マンガン含有量	mg/ℓ	<0.1	10
42	クロム含有量	mg/ℓ	<0.1	2
43	大腸菌群数	個/cm ₃	0	3,000
44	燐含有量	mg/ℓ	<0.1	16
45	ダイオキシン類（J7-PCB含む）	pg-TEQ/ℓ	0	10

10. 放射性物質・空間線量測定結果

(1) 最終処分場放射性物質測定結果

放射性物質汚染特別措置法（平成24年1月1日施行）により、月1回の放射性物質の測定が義務づけられています。

□測定場所：最終処分場

□測定項目：放射性セシウム134・放射性セシウム137

<最終処分場の維持管理基準>

①放流水及び地下水：放射性セシウム134 60Bq/ℓ

放射性セシウム137 90Bq/ℓ

■最終処分場 測定結果（平成31年4月～令和2年3月）

測定日	最終処分場					
	放流水 (処理水)		地下水 No.1		地下水 No.2	
	セシウム		セシウム		セシウム	
	134	137	134	137	134	137
4月15日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
5月15日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
6月13日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
7月9日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
8月6日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
9月3日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
10月9日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
11月5日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
12月11日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
1月14日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
2月10日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
3月9日	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出

※排水については、放射性セシウム134及び137の濃度限度がそれぞれ、60Bq/ℓ、90Bq/ℓであり、それぞれの濃度限度に対する測定値の割合の和が1を超えないことが、線量限度に適合とされています。本市は、「放流水」、「地下水No.1」、「地下水No.2」とも不検出であったため、維持管理基準に適合しています。

(2) 最終処分場敷地境界空間線量率測定結果

放射性物質汚染特別措置法（平成 24 年 1 月 1 日施行）により、最終処分場敷地等において、週 1 回の空間線量の測定が義務づけられています。

□測定場所：最終処分場敷地境界 4 地点、バックグラウンド 1 地点（計 5 地点）

■測定結果（平成 31 年 4 月～令和 2 年 3 月） ※測定高さ：地上 1m・単位：マイクロベクレル

測定日	東側	北側	西側	南側	バックグラウンド
4 月 3 日	0.039	0.034	0.039	0.044	0.063
4 月 10 日	0.040	0.039	0.033	0.039	0.057
4 月 17 日	0.038	0.044	0.035	0.034	0.057
4 月 24 日	0.035	0.035	0.043	0.038	0.058
5 月 1 日	0.043	0.030	0.031	0.035	0.055
5 月 8 日	0.044	0.030	0.032	0.035	0.051
5 月 15 日	0.042	0.033	0.041	0.036	0.060
5 月 22 日	0.035	0.047	0.042	0.036	0.056
5 月 29 日	0.032	0.044	0.042	0.029	0.063
6 月 5 日	0.035	0.035	0.038	0.042	0.061
6 月 12 日	0.041	0.035	0.040	0.028	0.059
6 月 19 日	0.033	0.032	0.037	0.042	0.057
6 月 26 日	0.035	0.037	0.038	0.038	0.057
7 月 3 日	0.034	0.032	0.038	0.038	0.057
7 月 10 日	0.037	0.034	0.037	0.040	0.057
7 月 17 日	0.035	0.030	0.035	0.037	0.057
7 月 24 日	0.025	0.029	0.026	0.034	0.032
7 月 31 日	0.034	0.042	0.042	0.030	0.063
8 月 7 日	0.033	0.036	0.051	0.038	0.056
8 月 14 日	0.036	0.034	0.040	0.038	0.060
8 月 21 日	0.037	0.035	0.040	0.029	0.059
8 月 28 日	0.038	0.043	0.035	0.034	0.064
9 月 4 日	0.037	0.042	0.042	0.035	0.063
9 月 11 日	0.038	0.035	0.042	0.036	0.060
9 月 18 日	0.034	0.036	0.037	0.039	0.056
9 月 25 日	0.035	0.033	0.037	0.040	0.058
10 月 2 日	0.042	0.035	0.031	0.037	0.055
10 月 9 日	0.035	0.036	0.040	0.040	0.055
10 月 16 日	0.034	0.030	0.035	0.037	0.057
10 月 23 日	0.025	0.029	0.026	0.034	0.057
10 月 30 日	0.034	0.042	0.042	0.030	0.063
11 月 6 日	0.045	0.035	0.039	0.040	0.059
11 月 13 日	0.034	0.044	0.037	0.038	0.065
11 月 20 日	0.036	0.043	0.040	0.033	0.058
11 月 27 日	0.040	0.038	0.036	0.039	0.062
12 月 4 日	0.042	0.038	0.037	0.033	0.055
12 月 11 日	0.033	0.040	0.039	0.033	0.061
12 月 18 日	0.037	0.033	0.038	0.038	0.060
12 月 25 日	0.030	0.039	0.047	0.040	0.058
1 月 8 日	0.047	0.045	0.041	0.043	0.057
1 月 15 日	0.037	0.036	0.042	0.035	0.060
1 月 22 日	0.040	0.038	0.039	0.039	0.063
1 月 29 日	0.039	0.047	0.041	0.038	0.060
2 月 5 日	0.040	0.040	0.033	0.038	0.058
2 月 12 日	0.036	0.033	0.035	0.036	0.058
2 月 19 日	0.041	0.044	0.040	0.044	0.060
2 月 26 日	0.033	0.035	0.033	0.043	0.054
3 月 4 日	0.036	0.036	0.038	0.039	0.063
3 月 11 日	0.035	0.038	0.037	0.029	0.065
3 月 18 日	0.031	0.045	0.039	0.034	0.049
3 月 25 日	0.036	0.032	0.045	0.033	0.062

11. ごみ減量・リサイクル推進事業

(1) 館林市廃棄物減量等推進審議会

■概要

市長の諮問に応じ一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、平成5年に設置されました。市長が委嘱する委員15人以内（会長1人、副会長1人）、任期は2年となっています。

■審議事項

- ・一般廃棄物の処理計画の策定に関すること
- ・一般廃棄物の減量及び再利用の促進に関すること
- ・一般廃棄物の不法投棄及び生活環境の保全に関すること
- ・その他一般廃棄物に関する重要事項

■根拠

- ・館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第6条
- ・館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第3条

■委員名簿（任期 令和2年6月1日～令和4年5月31日）

区分		氏名	組織名・団体名
識見を有する者	1	松田光正	
	2	櫻井誠一	
	3	葉坂喜美子	
市民組織を代表する者	4	荒川高志	館林市区長協議会
	5	小倉末夫	館林市環境保健委員協議会
事業団体等を代表する者	6	金子伸男	館林商工会議所
	7	小林節子	邑楽館林農業協同組合
公募による市民	8	相場澄子	
	9	阿部久雄	
	10	新井歌子	
	11	牛久保三郎	
	12	鈴木一正	
	13	橋田浩一	

(2) 館林市廃棄物減量等推進員

■概要

施策への協力やその他の活動により一般廃棄物の減量等を推進するため、平成5年度から、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから市長が委嘱できるものとしています。

区長、副区長、環境保健委員、地区推薦員（区長推薦）で構成され、任期は2年となっています。

■活動内容（職務）

- ・地域におけるごみの減量化及び資源化の推進並びに適正な排出等の指導に関すること。
- ・市が行う啓発活動への協力に関すること。
- ・ごみの収集、処理等に関する意見や情報の提供に関すること。

■根拠

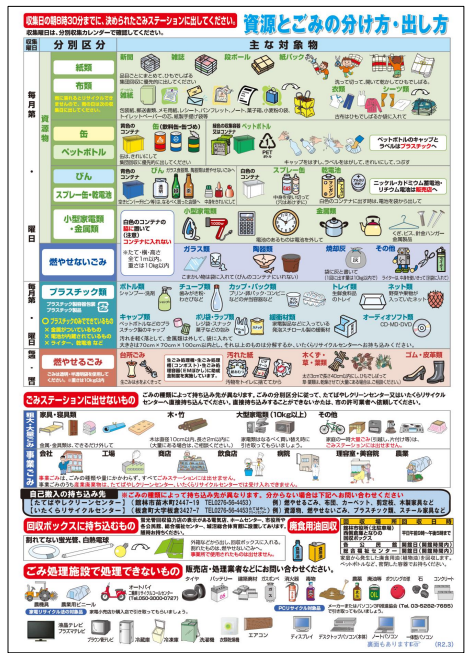
- ・館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 4 条
- ・館林市廃棄物減量等推進員に関する要綱
- ・館林市ごみステーション設置及び管理に関する要綱第 11 条

■推進員内訳（任期 令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）

区分	人数	備考
区長	66 名	環境保健委員兼任 1 名含む
副区長	178 名	環境保健委員兼任 8 名含む
環境保健委員	126 名	
地区推薦委員	355 名	
合計	725 名	

(3) チラシ・パンフレット等

① 資源とごみの分け方・出し方



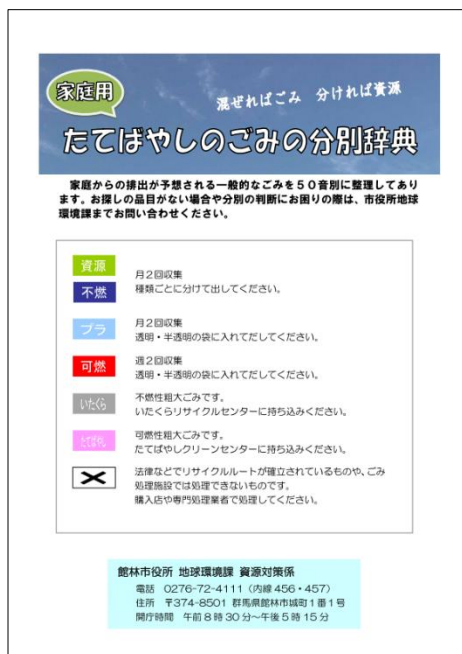
毎戸配布

外国語：英語・中国語・ベトナム語

②資源とごみ分別収集カレンダー

毎戸配布

③ 資源とごみ分別辞典



ホームページ掲載・窓口配架

④資源とごみの収集日程表

[illegible]

ホームページ掲載・窓口配架

外国語：英語・中国語・ベトナム語・
韓国語・スペイン語

⑤エコシティごみゼロ版



回覧（奇数月１日）・ホームページ掲載等
（令和元年７月開始）

⑥資源とごみ分別アプリ「さんあ〜る」



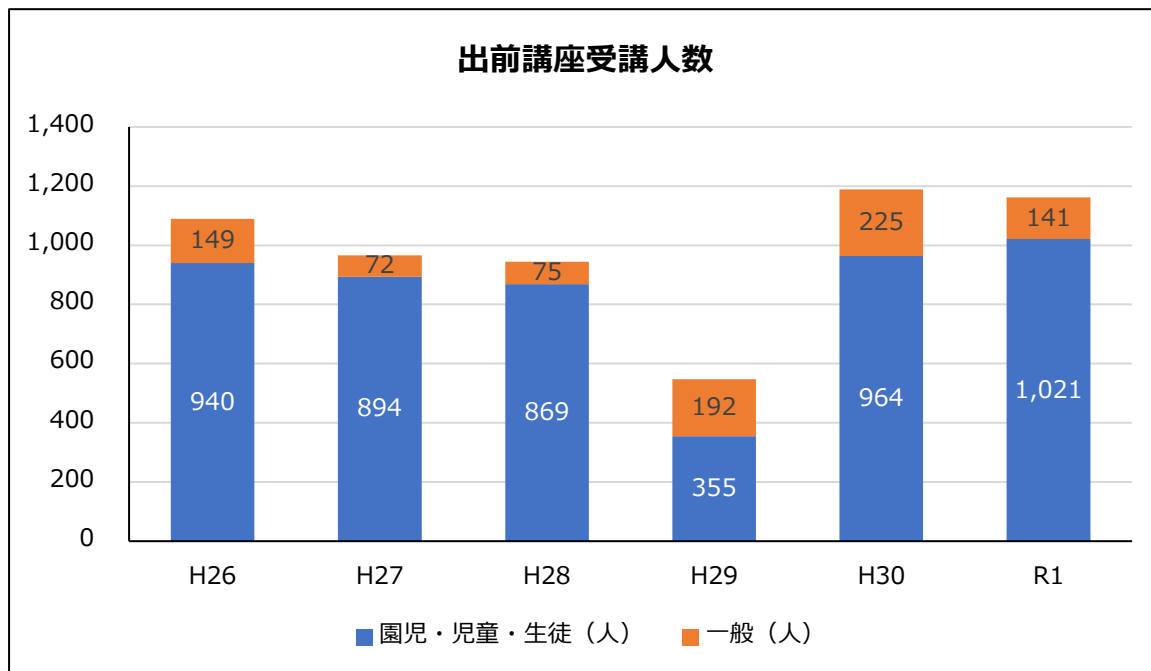
外国語：英語・中国語・ベトナム語
(令和2年5月30日開始)

(4) 出前講座

■概要

市民や団体を対象に、出前講座「資源とごみのはなし」を行っています。また、主に小学４年生を対象に、たてばやしクリーンセンターの施設見学の際に、出向いて講座を実施しています。

■実績



(5) 館林ケーブルテレビ

■概要

館林市広報番組「@たてばやし」にて、毎回一つのテーマを掘り下げてわかりやすくお知らせしています。（令和元年９月開始）

■実績

放送月	テーマ
９月	今日から実践！生ごみの減量！
１１月	「食品ロス」って知っていますか？
１月	減らそう！使い捨てプラスチック
３月	ルールを守りましょう！ごみステーションへの出し方

(6) 音声広報

■概要

ごみステーション等巡回指導車で音声による啓発を実施しています。（令和２年１月開始）

(7) 広報館林への掲載・ホームページへの掲載

■概要

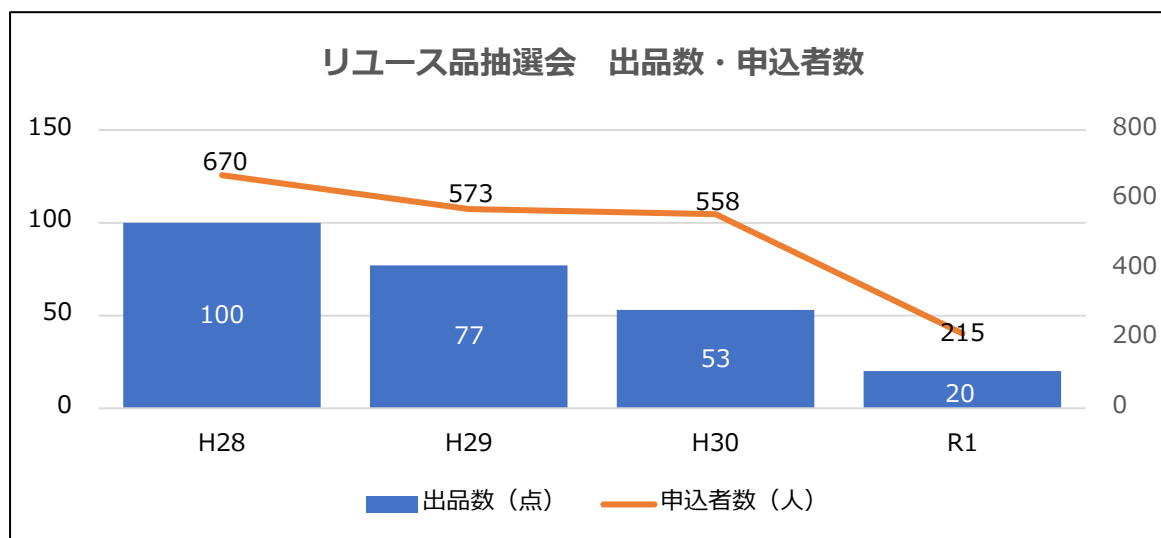
「広報館林」の特集や「エコシティ mini」のコーナー等に、ごみの情報を掲載しています。また、ホームページも随時更新しています。

(8) リユース事業（リユース品展示抽選会・フリーマーケット）

■概要

不用品の有効利用、リサイクルの意識を高めるため、年2回（5月「ふるさとづくり市民フェスティバル」・10月「市民のつどい」）、リユース品（家具等）の抽選会やフリーマーケットを行っています。

■実績



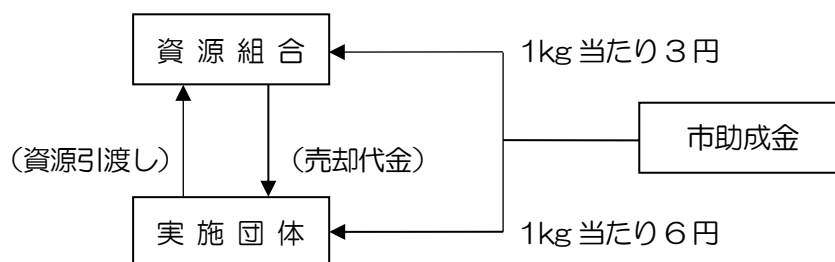
※令和元年度は台風のため、市民のつどいは中止

(9) 再生資源集団回収事業助成金

■概要

家庭や地域における資源のリサイクルとごみの減量化を推進するため、資源を回収する子ども会、町内会、学校などの団体と、回収した資源を買い取る「館林広域再生資源事業協同組合」に対し、回収量に応じた助成金を交付しています。

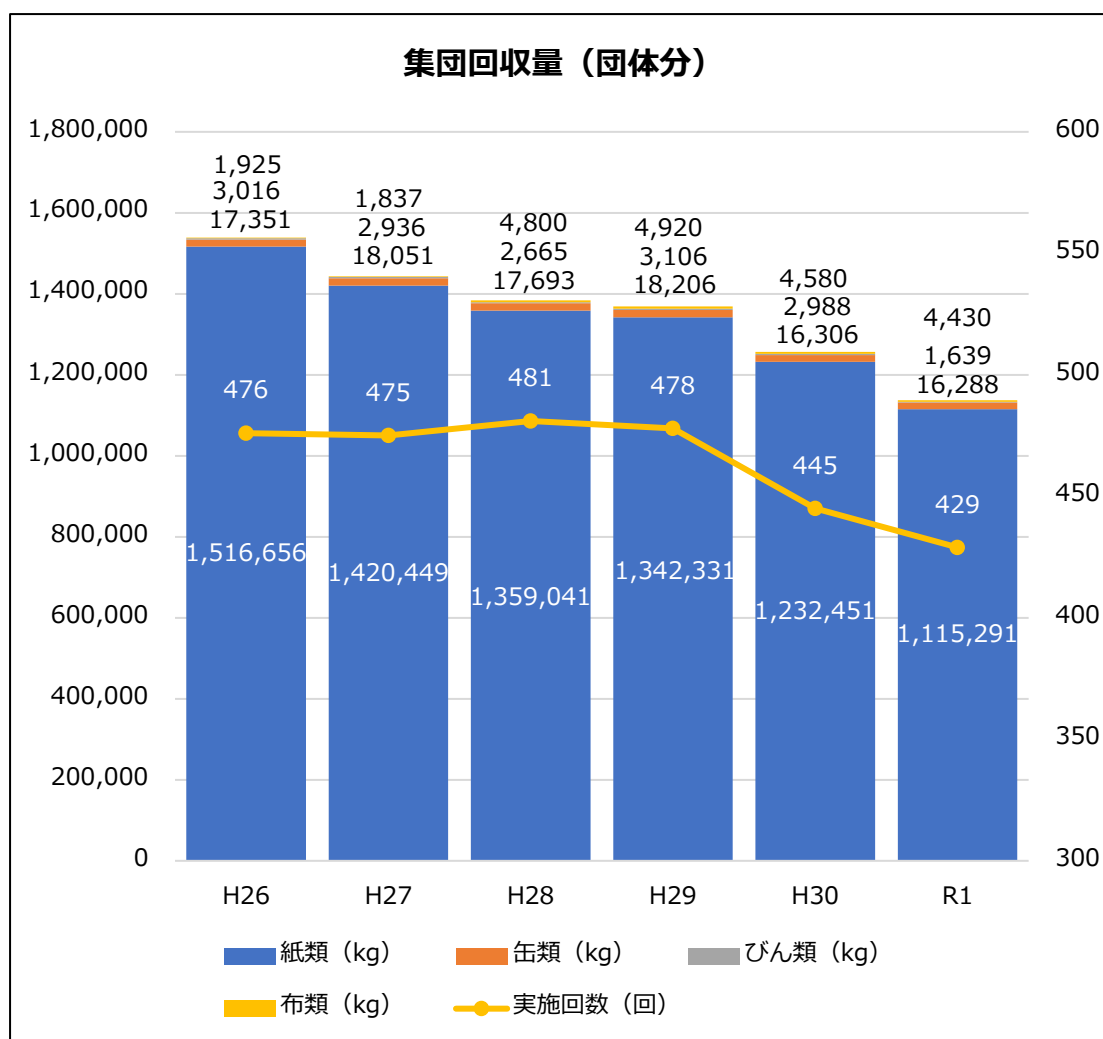
○集団回収の流れ



■沿革

年度	内容
S56	売却代金の10%以内
H3	売却代金の20%+2,000円/回
H5	回収量に対し団体に5円/kg、資源組合に1円/kg
H6	回収量に対し団体に6円/kg、資源組合に3円/kg

■実績



(10) ごみ減量化器具購入費助成金

■概要

ごみの減量と資源化を推進するため、ごみ減量化器具を購入して家庭で発生する生ごみを微生物分解や乾燥などの方法により、自家処理する方に対して購入費の一部を助成しています。

○生ごみ処理槽（コンポスト）

生ごみの堆肥化を促進する大きなプラスチック製の容器（円筒）で庭や畑などに埋め込み、土の中の微生物に生ごみを分解させて堆肥化する。

助成金 3,000 円／基（130L 以上、印鑑持参のうえ指定店で購入）

○生ごみ処理容器（EMぼかし容器）

生ごみの発酵を促進するバケツのような密閉容器でEM菌（有用微生物群）を用いて生ごみを発酵させて堆肥化する。（水分を切った生ごみを容器へ入れてEMぼかし（EM菌を糖蜜・水・米ぬか・モミガラと混ぜて発酵・乾燥させたもの）を振り掛ける。）

助成金 1,000 円／基（14L 以上、印鑑持参のうえ指定店で購入）

○生ごみ処理機

生ごみを処理する家電製品で乾燥（乾燥式）・分解（バイオ式）などにより減量化・堆肥化する。

助成金 購入金額の 1/2（上限 20,000 円、1,000 円未満切捨）※館林市金券で交付

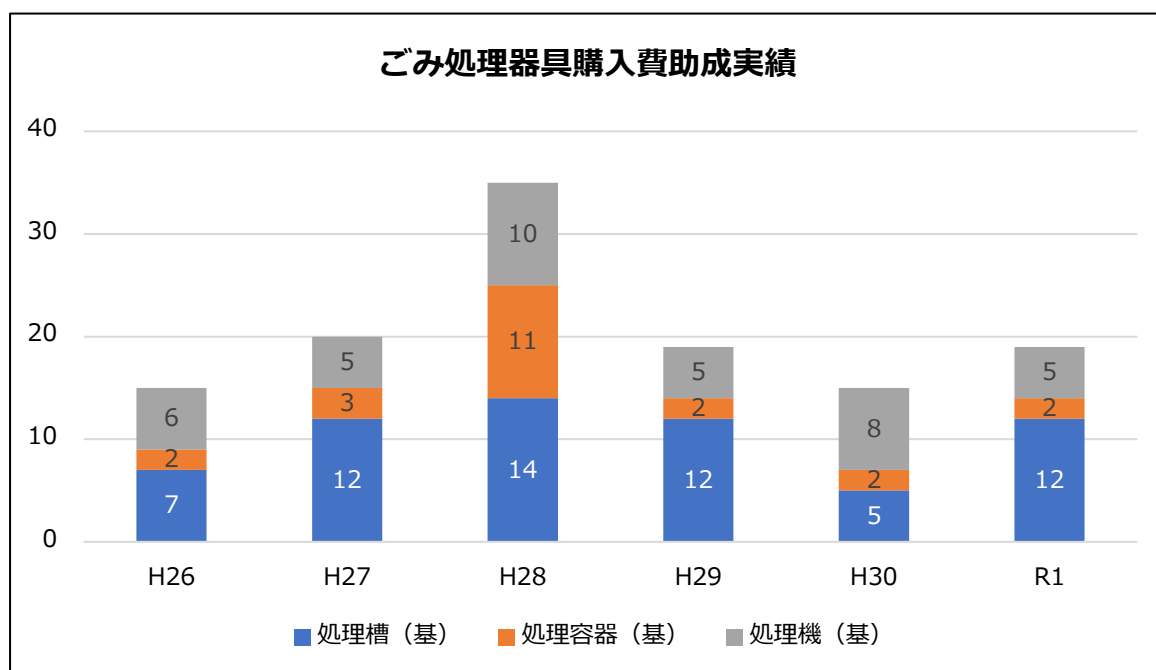
■沿革

年度	内容
S61	・生ごみ処理槽 2,600 円／基
H5	・生ごみ処理槽 4,000 円／基
H8	・生ごみ処理容器 1,000 円／基（1 世帯 2 基まで）
H9	・生ごみ処理槽 3,000 円／基（1 世帯 2 基まで）
H12	・生ごみ処理機 購入金額の 1/2（1 世帯 1 基まで、上限 20,000 円／基、100 円未満切捨）
H26	・生ごみ処理槽 3,000 円／基（130L 以上） ・生ごみ処理容器 1,000 円／基（14L 以上） ・生ごみ処理機 購入金額の 1/2（上限 20,000 円／基、1,000 円未満切捨）

■生ごみ処理槽・処理容器購入指定店（令和2年4月1日、50 音順）

No.	店名	所在地	電話番号
1	邑楽館林農協本所	館林市赤生田町 847	74-5111
2	カンセキ館林店	館林市緑町二丁目 3-1	72-8111
3	坂田金物店	館林市本町三丁目 2-28	74-0149
4	佐竹商店	館林市本町二丁目 9-34	72-0301
5	島田建商	館林市仲町 9-27	72-0795
6	せきいストア	館林市本町一丁目 10-12	72-3358
7	館林市社会福祉協議会	館林市苗木町 2452-1	75-7111
8	成塚商店	館林市仲町 7-15	74-2323
9	ビバホーム館林店	館林市高根町 743-8	76-2111
10	マルタカ金物店	館林市松原一丁目 3-7	74-6324

■実績



12. ごみの収集・資源化

(1) 収集

■概要

①燃やせるごみ（可燃）

地区ごとに曜日を決めて、週2回ステーション方式により収集を行っている。

②燃やせないごみ・資源物（不燃・資源）

地区ごとに曜日を決めて、月2回ステーション方式により収集を行っている。

③プラスチック類（プラ）

地区ごとに曜日を決めて、月2回ステーション方式により収集を行っている。

④蛍光管

市内電気店及び公共施設において、拠点回収を行っている。

■収集運搬委託業者【館林市一般廃棄物処理事業協同組合】（令和2年4月1日現在）

No.	会社名	所在地	電話	収集区分	台数	人数
1	(有)エコ・アース	館林市北成島町 2538-82	75-5341	プラ	2 台	4 人
2	(有)海原商事	館林市新宿二丁目 4-10	73-0878	蛍光管	1 台	2 人
3	クリーン川村	館林市大島町 5422-1	50-1418	不燃・資源	1 台	2 人
4	館林美化センター(株)	館林市苗木町 2447-32	75-2200	可燃	3 台	6 人
				不燃・資源	2 台	4 人
5	(株)鴉商	館林市苗木町 2548	73-1343	可燃	1 台	2 人
				不燃・資源	2 台	4 人
6	(有)星山商店	館林市美園町 26-14	60-4036	可燃	2 台	4 人
				不燃・資源	1 台	2 人
7	(有)マルハチ	館林市堀工町 1624	72-2603	不燃・資源	1 台	2 人
				プラ	1 台	2 人
8	(株)横田商事	館林市足次町 26-1	73-2416	可燃	2 台	4 人
				不燃・資源	1 台	2 人
計	20 台（可燃8台、不燃・資源8台、プラ3台、蛍光管1台）					40 人

■沿革

年月	区分	形態	台数	収 集 形 態 等
S47.4	可燃	直 営	6	旧市街地週3回 その他週2回収集
	不燃・資源		4	市内全域月2回収集
S58.4	不燃・資源	委 託	4	(株)横田商事 (有)海原商事（各2台）
S62.6	可燃	一部委託	6	館林美化センター(株)（1台）
S63.4	可燃	委 託	6	館林美化センター(株) (株)鴉商 (株)横田商事 （各2台）
H2.4	不燃・資源	委 託	6	コウカプラント(株) (株)鴉商 館林美化センター(株) （各2台）
H5.10	不燃・資源	委 託	6	燃やせないごみ・ビン類・カン類・新聞・段ボール・雑誌・古布の7分類分別収集開始

				ビン類・カン類はコンテナボックスで
H7.2	不燃・資源	委 託	6	分別収集にペットボトルを追加8分類に
H7.4	可燃	委 託	6	収集を館林市一般廃棄物処理事業協同組合に委託する
	不燃・資源	委 託	6	
H8.10	可燃	委 託	6	ごみ袋を透明・半透明化する
H9.4	不燃・資源	委 託	6	分別収集に飲料用紙製容器を追加9分類に
H12.6	可燃	委 託	8	収集地区を4分割町名別とする
	不燃・資源	委 託	8	
H14.4	可燃	委 託	8	燃やせるごみ・・・市内全域週2回収集 祝日、振替休日の収集を実施
	不燃・資源	委 託	8	
H16.10	可燃	委 託	8	分別収集に「雑紙」を追加
	不燃・資源	委 託	8	
H19.12	可燃	委 託	8	分別収集に「プラスチック類」と「蛍光管」を追加
	不燃・資源	委 託	8	
	プラ	委 託	2	
	蛍光管	委 託	1	
H22.4	可燃	委 託	8	収集地区を4分割から2分割へ変更する
	不燃・資源	委 託	8	
	プラ	委 託	2	
	蛍光管	委 託	1	
H23.4	可燃	委 託	8	分別収集に「スプレー缶」と「乾電池」を追加
	不燃・資源	委 託	8	
	プラ	委 託	2	
	蛍光管	委 託	1	
H26.4	可燃	委 託	8	収集区域を2分割から全域に変更する
	不燃・資源	委 託	8	
	プラ	委 託	2	
	蛍光管	委 託	1	
H29.4	可燃	委 託	8	広域化に伴い、プラスチック類の委託台数を増車
	不燃・資源	委 託	8	
	プラ	委 託	3	
	蛍光管	委 託	1	

(2) 資源化

■資源化業者【館林広域再生資源事業協同組合】（令和2年4月1日現在、50音順）

No.	会 社 名	代 表 者 名	所 在 地	電 話	集団 回収
1	(株)新井商店	新井 栄一	館林市大街道二丁目 3-33	72-1434	○
2	(有)石井自動車解体	石井 洋	館林市成島町 273-2	73-0398	
3	(有)井野口自動車解体	井野口 雅巳	館林市大谷町 2997	74-4885	
4	岩崎金属興業(株)	岩崎 誉徳	館林市近藤町 632	73-0458	
5	岡田商店	田村 美紀子	館林市高根町 2528-1	72-0568	
6	(株)海原	海原 健二	館林市近藤町 3-5	73-0047	○
7	(有)海原商事	海原 洋一	館林市新宿二丁目 4-10	73-0878	○
8	(有)鯉沼商店	鯉沼 紀好	明和町大字大佐貫 144	84-2627	
9	(株)群馬総合紙業	南雲 剛	館林市高根町 889-1	74-6967	○
10	(株)須賀	須賀 清文	板倉町大字板倉 2424-1	50-1938	
11	館林美化センター(株)	松本 耕司	館林市苗木町 2447-32	75-2200	
12	(株)鴛商	鴛崎 勝一	館林市苗木町 2548	73-1343	○
13	(株)日下野商店	日下野 隆	館林市新宿二丁目 4-10	73-8068	
14	(有)福島商事	大崎 悠太	明和町大字南大島 1061	84-2608	○
15	(有)星山商店	星山 徳一	館林市美園町 26-14	60-4036	○
16	堀越商店	堀越 和代	館林市成島町 2530	72-2539	○
17	(有)丸八商事	石井 文一	館林市堀工町 1624	72-2603	
18	(有)武藤自動車解体	武藤 重信	館林市広内町 17-17	72-1817	
19	梁瀬商店	梁瀬 俊一	板倉町大字板倉 2424-1	82-0140	
20	(株)横田商事	横田 一夫	館林市足次町 26-1	73-2416	○
21	吉永商店	吉永 茂	館林市本町三丁目 7-39	72-4312	○

(3) 一般廃棄物許可業者

■館林市一般廃棄物処理業者（収集運搬、処分）（令和２年１２月１日現在、許可番号順）

No.	業者名	所在地	電話番号	取扱品目	許可区分
1	(株)横田商事	館林市足次町 26-1	0276-73-2416	ごみ	収集運搬
2	(有)森田工務店	館林市羽附町 1609	0276-75-0122	ごみ	収集運搬
3	(株)鴫商	館林市苗木町 2548	0276-73-1343	ごみ	収集運搬
4	(株)鴫商	館林市苗木町 2548	0276-73-1343	ごみ ペットボトル	処分（圧縮・梱包、選別、破碎）
5	エムケーブランド(株)	邑楽郡大泉町大字古海 794-75	0276-63-5793	ごみ	収集運搬
6	(株)群馬総合紙業	館林市高根町 889-1	027-226-6961	ごみ	収集運搬
7	(有)館林環境サービス	館林市本町一丁目 2-9 遠藤ビル 2 階	0276-72-0179	浄化槽汚泥	収集運搬
8	昭和浄化槽サービス(有)	館林市堀工町 1884-28	0276-72-1299	浄化槽汚泥	収集運搬
9	佐々木商事(株)	太田市東別所町 66-1	0276-55-8778	ごみ	収集運搬
10	館林美化センター(株)	館林市苗木町 2447-66	0276-75-2200	ごみ	収集運搬
11	(有)中央環境メンテナンス	太田市中根町 541-3	0276-31-0720	ごみ	収集運搬
12	館林下水清掃センター(株)	館林市花山町 2481-1	0276-72-2891	汚泥	収集運搬
13	(有)高尾商店	邑楽郡大泉町朝日三丁目 11-38	0276-62-2019	ごみ	収集運搬
14	(有)エコ・アース	館林市北成島町 2538-82	0276-75-5341	ごみ	収集運搬
15	(有)マルハチ	館林市堀工町 1624	0276-72-2603	ごみ	収集運搬
16	(株)早川産業	館林市成島町 1141-30	0276-74-3574	ごみ	収集運搬
17	(公社)館林市シルバー 人材センター	館林市仲町 14-1	0276-72-1321	ごみ	収集運搬
18	(有)大野生研工業	熊谷市下川上 1568-11	048-526-0587	ごみ	収集運搬
19	岩崎金属興業(株)	館林市近藤町字開拓 632-1	048-284-1911	ごみ、廃プラ	処分（破碎）
20	尾池電業(有)	桐生市新里町新川 3874	0277-74-3111	木くず類	収集運搬
21	小林商店	太田市新島町 368-1	0276-45-1475	ごみ	収集運搬
22	豊丸総合産業(有)	みどり市笠懸町西鹿田 1003-1	0277-70-7012	ごみ	収集運搬
23	小曽根建設(株)	館林市花山町 2709	0276-72-1692	ごみ	収集運搬
24	(株)高田産業	南埼玉郡宮代町川端四丁目 13-5	0480-34-5401	ごみ	収集運搬
25	(有)星山商店	邑楽郡邑楽町大字赤堀 3751-1	0276-60-4036	ごみ	収集運搬
26	(有)井上興業	邑楽郡板倉町大字飯野 1911-2	0279-91-4656	ごみ	収集運搬
27	吉永商店	館林市本町四丁目 11-30	0276-72-4312	ごみ	収集運搬
28	(株)丸幸造園土木	館林市大島町 4345-2	0276-77-1538	木くず類	収集運搬
29	(有)福島商事	邑楽郡明和町南大島 1061	0276-84-2608	ごみ	収集運搬
30	(株)ライフコーポレーション	太田市小舞木町 10-57	0276-45-9938	ごみ	収集運搬

No.	業者名	所在地	電話番号	取扱品目	許可区分
31	針谷化成(株)	太田市西新町 15-6	0276-31-4972	ごみ	収集運搬
32	洋泉興業(株)	邑楽郡大泉町坂田一丁目 1-1	0276-63-2622	ごみ	収集運搬
33	(有)砂賀産業	羽生市大字藤井下組 298-2	048-562-1832	ごみ	収集運搬
34	トネリサイクルシステム(株)	邑楽郡大泉町西小泉二丁目 3-17	0276-63-8245	ごみ	収集運搬
35	(有)海原商事	館林市新宿二丁目 4-10	0276-73-0878	ごみ	収集運搬
36	(有)石井自動車解体	館林市成島町 273-1	0276-73-0398	ごみ	収集運搬
37	リビングサービス	館林市緑町二丁目 25-31	0276-71-0803	ごみ	収集運搬
38	クリーン川村	館林市大島町 5422-1	0276-50-1418	ごみ	収集運搬
39	(株)プラウディア	邑楽郡千代田町大字福島 700-6	0276-86-2096	ごみ	収集運搬
40	ウム・ヴェルト(株)	加須市栄 368-1	0276-82-4391	ごみ	収集運搬
41	足利市清掃事業(株)	足利市久保田町 911	0284-71-0782	ごみ	収集運搬
42	JW ガラスリサイクル(株)	館林市近藤町字開拓 776-1	0276-74-1157	ごみ	処分(破碎)
43	(有)大肚興業	館林市朝日町 4-27	0276-73-4186	浄化槽汚泥	収集運搬
44	(株)新栄造園	館林市上三林町乙 1592-1	0276-73-4197	木くず類	収集運搬
45	(株)新栄造園	館林市上三林町乙 1592-1	0276-73-4197	木くず類	処分(破碎)
46	(有)井上運輸	館林市坂下町 3243-2	0276-70-7350	ごみ	収集運搬
47	(株)ヤマキ	熊谷市三ヶ尻字新山 3884	048-532-1740	ごみ	収集運搬
48	(合)さくらクリーンサービス	館林市松沼町 11-6	0276-71-1266	ごみ	収集運搬
49	(株)ジャパנקリール	館林市近藤町 712-1	022-223-6011	雑排水	収集運搬
50	(株)ジャパנקリール	館林市近藤町 712-1	022-223-6011	雑排水	処分(脱水処理)
51	(有)加藤工務店	館林市堀工町 382	0276-72-1813	ごみ	収集運搬
52	(株)海原	館林市近藤町 3-5	0276-73-0047	紙類	収集運搬
53	(株)吉田商事	太田市新田市野井町 1657-1	0276-57-1092	ごみ	収集運搬
54	(株)智奈コーポレーション	館林市新宿一丁目 4-27	0276-74-8811	ごみ	収集運搬

※収集運搬業と処分業を両方とも兼務している業者が 3 社あるため、実質の許可業者は 50 社となる

13. ごみ処理施設

【館林衛生施設組合】

(1) 熱回収施設

施設名称	たてばやしクリーンセンター
所在地	館林市苗木町 2447-19
完成年月日	平成 29 年 3 月 24 日
敷地面積	15,155 m ²
建物面積	【建築面積】工場棟 2,235.74 m ² 計量棟 125.66 m ² 【延床面積】工場棟 4,036.15 m ² 計量棟 125.66 m ²
施工業者	J F E エンジニアリング(株)
建設費	工事費 5,184,000,000 円 (国庫補助金 1,477,226,000 円)
処理方式	全連続燃焼式ストーカ式
処理能力	100t/日 (50t/24 時間×2 炉)
燃焼ガス冷却装置	水噴射方式
排ガス処理設備	ろ過式集塵器 (バグフィルタ)、無触媒脱硝装置
余熱利用設備	温水発生器による温水回収方式 (施設内給湯・暖房、総合福祉センター)
灰出し設備	ピットアンドクレーン方式 飛灰：薬剤処理及びセメント固化

(2) 粗大ごみ処理施設

施設名称	いたくりサイクルセンター
所在地	邑楽郡板倉町大字板倉 3427-7
完成年月日	平成 29 年 3 月 24 日
敷地面積	6,836 m ²
建物面積	【建築面積】リサイクル棟 743.48 m ² スtockヤード棟 485.58 m ² 【延床面積】リサイクル棟 1,072.43 m ² スtockヤード棟 485.58 m ²
施工業者	極東開発工業(株)
建設費	工事費 756,000,000 円 (国庫補助金 241,267,000 円)
処理方式	破碎・選別
処理能力	5t/日 (5 時間)

(3) 最終処分場

施設名称	めいわエコパーク
所在地	邑楽郡明和町千津井 1019-1
完成年月日	平成 29 年 11 月 27 日
敷地面積	21,307 m ²
建物面積	【建築面積】 貯留施設 2,939.26 m ² 水処理施設 679.42 m ² 車庫棟 152.52 m ² 【延床面積】 貯留施設 2,931.61 m ² 水処理施設 679.29 m ² 車庫棟 130.10 m ²
施工業者	土木建築工事 河本工業(株) 電気設備工事 (株)大竹電気工事 機械設備工事 (有)浜野管工設備 水処理設備工事 共和化工(株)
建設費	工事費 2,935,288,800 円 (国庫補助金 904,505,000 円)
埋立面積	2,700.9 m ² (1 期分)
埋立容量	19,053.4 m ³ (1 期分)
浸出水処理施設	5 m ³ /日

【館林市】

(1) 最終処分場

施設名称	館林市一般廃棄物最終処分場
所在地	館林市苗木町 2447-26
完成年月日	平成 5 年 3 月 28 日
敷地面積	15,402 m ²
建物面積	167 m ²
施工業者	土木建築工事 河本工業(株) 水処理設備工事 (株)新潟鐵工所
建設費	土木建築工事 484,007,300 円 水処理設備工事 348,140,000 円 (国庫補助金 147,595,000 円)
埋立面積	11,370 m ²
埋立容量	80,000 m ³
埋立期間	平成 5 年 5 月 20 日～平成 30 年 3 月 31 日
浸出水処理水量	45 m ³ /日
浸出水処理方式	回転円板＋凝集沈殿＋高度処理＋消毒

第3章 条例及び規則等

1. 館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年6月24日館林市条例第11号）

改正

平成5年12月27日条例第20号
平成9年3月27日条例第1号
平成12年3月24日条例第1号
平成18年12月22日条例第35号
平成24年12月11日条例第15号
平成26年3月25日条例第2号
平成27年12月24日条例第37号
平成28年12月20日条例第36号
平成31年3月7日条例第3号

館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年館林市条例第13号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、廃棄物の排出の抑制、再利用及び適正な処理並びに清掃等に関し必要な事項を定め、もって市民の健康で快適な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（市の責務）

第2条 市は、その区域内における一般廃棄物の減量、再利用等に関し市民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第3条 市民は、廃棄物の排出の抑制、分別排出及び再利用に努めるとともに、廃棄物になるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量その他適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとし、廃棄物の減量、再利用等その他適正な処理の確保に関し、市の施策に協力しなければならない。

（清潔の保持）

第5条 何人も、公園、広場、道路、河川、その他公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

（廃棄物減量等推進審議会）

第6条 市長の諮問に応じ一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を審議するため、館林市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

（一般廃棄物の処理計画）

第7条 市は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物処理計画を定め、これを告示するものとする。

（一般廃棄物の処理）

第8条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように適正に処理するものとする。

2 市長は、市が行うべき一般廃棄物の処理に関し、適当と認める者に委託してその処理を行うことができる。

3 事業者は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自ら処分できないときは、市が指定する場所に自ら運搬するか、又は一般廃棄物の収集、運搬を業として行う者に委託し、運搬しなければならない。

（一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格）

第8条の2 法第21条第3項の条例で定める技術管理者の資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学若しくは農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同様以上の知識及び技能を有すると認められるもの

（廃棄物の再利用等）

第9条 市長は、排出された一般廃棄物から再利用が可能な資源の回収に努めるとともに、再生資源の利用及び再生品の使用に努めなければならない。

2 市民は、一般廃棄物のうち再利用が可能な物の分別を行うとともに、再生品を使用するよう努め

なければならない。

- 3 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再利用等を行うことにより、その減量に努めなければならない。

(資源物の所有権)

第10条 前条第2項の規定により所定の場所に排出された資源物(再生利用することを目的として分別して収集するものをいう。)の所有権は、市に帰属する。この場合において、市が指定する者以外の者は、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(一般廃棄物処理業許可書等交付手数料)

第11条 一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の許可書の交付又は再交付を受ける者若しくはこれらの業に従事する者の従業員証の交付又は再交付を受ける者から次の各号に定めるところにより手数料を徴収する。

- (1) 一般廃棄物処理業許可書交付手数料 1件につき5,000円
- (2) 一般廃棄物処理業許可書再交付手数料 1件につき2,500円
- (3) 従業員証交付手数料 従業員1人につき1,000円
- (4) 従業員証再交付手数料 従業員1人につき500円

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(館林市報酬、費用及び実費弁償条例の一部改正)
- 2 館林市報酬、費用及び実費弁償条例(昭和31年館林市条例第5号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(平成5年12月27日条例第20号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月27日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例による改正後の館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定にかかわらず、施行日の前日までの間に排出された一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処理費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月24日条例第1号抄)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成18年12月22日条例第35号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月11日条例第15号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例による改正後の館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定にかかわらず、施行日の前日までの間に排出された一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処理費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月24日条例第37号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定にかかわらず、施行の日の前日までの間に排出された廃棄物の処理手数料の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成28年12月20日条例第36号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、一般廃棄物処理業許可書等交付手数料に係る改正規定は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年規則第9号で、平成29年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定にかかわらず、施行の日の前日までに排出された廃棄物の処理手数料及び同日までに申請された一般廃棄物処理業許可書等の交付手数料の徴収については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月7日条例第3号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2. 館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年9月22日館林市規則第17号）

改正

平成6年3月1日規則第8号
平成10年1月21日規則第1号
平成11年3月25日規則第1号
平成14年2月21日規則第2号
平成16年3月24日規則第10号
平成16年7月14日規則第16号
平成19年3月2日規則第4号
平成20年6月12日規則第22号
平成23年3月31日規則第7号
平成27年4月28日規則第26号
平成28年3月31日規則第28号
平成29年3月29日規則第11号

館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和48年館林市規則第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年館林市条例第11号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（大掃除計画）

第2条 法第5条第3項の規定による大掃除は、市長が定める計画に従い毎年1回以上実施するものとする。

（廃棄物減量等推進審議会）

第3条 条例第6条に規定する館林市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- （1）一般廃棄物の処理計画の策定に関すること。
- （2）一般廃棄物の減量及び再利用の促進に関すること。
- （3）一般廃棄物の不法投棄及び生活環境の保全に関すること。
- （4）その他一般廃棄物に関する重要事項

2 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）識見を有する者 3人以内
- （2）市民組織を代表する者 3人以内
- （3）事業団体等を代表する者 3人以内
- （4）公募による市民 6人以内

3 審議会の会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 審議会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

6 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

7 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところに

よる。

8 審議会の会長は、第2項第2号及び第3号の規定により委嘱された委員がやむを得ない事由により会議に出席できない場合は、当該機関又は、団体におけるその者の職務を代理するものを出席させることができる。

9 会長は、審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見又は説明を聞くことができる。

10 審議会の庶務は、市民環境部において処理する。

（廃棄物減量等推進員）

第4条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、館林市廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）を委嘱することができる。

2 推進員は、一般廃棄物の減量等のための施策への協力、その他の活動を行うものとする。

（事業活動に伴う多量の一般廃棄物）

第5条 市長は、法第6条の2第5項の規定により、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、運搬すべき場所及び運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

2 前項の多量の一般廃棄物の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

（1）ごみ、1日25キログラム以上

（2）粗大ごみ 1回の排出量25キログラム以上又は1立方メートル以上

3 前項の一般廃棄物は、あらかじめ焼却、破碎、圧縮等の前処理に努めなければならない。

（多量の一般廃棄物の処理）

第6条 土地又は建物の占有者は、多量の一般廃棄物の処理を必要とするときは、自ら処理施設に搬入するように努めなければならない。

2 前項の多量の一般廃棄物の範囲は1回の排出量10キログラム以上又は1立方メートル以上とする。

（占有者等の協力義務）

第7条 土地又は建物の占有者及び事業者は、法第6条の2第4項及び第5項の規定に基づき、市が行う一般廃棄物の処理に際して、次の各号に掲げるものを混入してはならない。

（1）有害性物質を含むもの

（2）爆発性を有するもの

（3）感染性のあるもの

（4）引火性のあるもの

（5）著しく悪臭を発するもの

（6）前各号に定めるもののほか、市が行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの

（一般廃棄物処理業の許可申請）

第8条 法第7条第1項又は第6項の規定により一般廃棄物の処理を業として行おうとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（別記様式第1号）又は一般廃棄物処分業許可申請書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 法第7条第2項又は第7項の規定による許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書又は一般廃棄物処分業許可申請書を同条第1項又は第6項の許可の有効期間の満了の日の30日前までに市長に提出しなければならない。

（一般廃棄物処理業の許可）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は内容を審査し、これを許可したときは、一般廃棄物収集運搬業許可書（別記様式第3号）又は一般廃棄物処分業許可書（別記様式第4号）を交付する。

2 前項の許可書の有効期間は、2年とする。

3 第1項の許可書は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 第1項の許可書を亡失又は破損したときは、直ちにその理由を付して一般廃棄物処理業許可書再交付申請書（別記様式第5号）により、市長に届け出て、再交付を受けなければならない。

（一般廃棄物処理業の事業範囲の変更許可申請）

第10条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業の範囲を変更しようとするときは、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書（別記様式第6号）により、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の事業範囲の変更の許可をしたときは、当該一般廃棄物処理業者に対し、一般廃棄物収集運搬業許可書（別記様式第3号）又は一般廃棄物処分業許可書（別記様式第4号）を交付する。

（一般廃棄物処理業の廃止又は変更の届出）

第11条 法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から10日以内に、一般廃棄物処理業廃止（変更）届出書（別記様式第7号）を市長に提出することにより行うものとする。

（一般廃棄物処理業の休止届）

第12条 一般廃棄物処理業者は、営業を休止しようとするときは、その15日前までに一般廃棄物処理業休止届（別記様式第8号）により、市長に届け出なければならない。

（一般廃棄物処理業の許可書の返納）

第13条 一般廃棄物処理業者は、次の各号に該当する場合は、直ちに当該許可書を市長に返納しなければならない。

（1）許可期間が満了したとき。

（2）法第7条の4の規定により、許可を取り消されたとき。

（3）前条の規定により、許可業務の全部を休止したとき。

2 一般廃棄物処理業者が、廃業、死亡、合併又は解散したときは、本人、相続人、合併後存続する法人の代表者又は清算人は、直ちにその旨を市長に届け出るとともに、当該許可書を返納しなければならない。

（実績報告書の提出）

第14条 一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物（し尿を除く。）の処理に関する実績を翌月10日までに、一般廃棄物収集運搬実績報告書（別記様式第11号）又は一般廃棄物処分実績報告書（別記様式第12号）により市長に提出しなければならない。

（一般廃棄物処理業の従業員証）

第15条 一般廃棄物処理業者は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に従事する者の住所、氏名、職名及び生年月日を市長に届け出るとともに、従業員証（別記様式第9号）の交付を受けなければならない。

2 従業員証の交付又は再交付申請は、一般廃棄物処理業従業員証（再）交付申請書（別記様式第10号）によるものとする。

3 一般廃棄物処理業者は、従業員に対し従業員証は常に第1項の従業員証を所持させなければならない。

い。

- 4 従業員証を所持しない者は、業として行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に従事することができない。
- 5 従業員証の有効期間は2年とする。
- 6 従業員の退職、その他の理由により一般廃棄物の収集、運搬及び処分に従事しなくなったときは、直ちにその旨を市長に届け出るとともに、当該従業員証を返納しなければならない。
- 7 従業員証の取扱いについては、本条に定めるもののほか、第9条第3項及び第4項の規定を準用する。

(遵守事項)

第16条 一般廃棄物処理業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可条件に違反しないこと。
- (2) その他市長が必要と認めて指示した事項
(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年3月1日規則第8号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成10年1月21日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第10条及び第14条の規定に基づき許可された一般廃棄物処理業の許可及び一般廃棄物処理業の従業員証の有効期間は、改正後の館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の当該規定に基づき許可されたものとみなす。

附 則(平成11年3月25日規則第1号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年2月21日規則第2号)

この規則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則(平成16年3月24日規則第10号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月14日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月2日規則第4号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月12日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、平成20年6月1日から適用する。

附 則(平成23年3月31日規則第7号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月28日規則第26号）
この規則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第28号）
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日規則第11号）
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

※様式の掲載は省略

3. 館林市ごみ減量化器具購入費助成金交付要綱（平成5年4月22日館林市告示第42号）

改正

平成8年3月29日告示第23号

平成9年11月17日告示第52号

平成12年3月30日告示第29号

平成26年5月13日告示第68号

館林市ごみ減量化器具購入費助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、家庭内で発生するごみを自家処理するための生ごみ処理槽、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機（以下「器具」という。）を購入する者に対し、購入費用の一部を助成することによって、ごみ減量化を推進することを目的とする。

（助成対象）

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当するものとする。

- （1）本市に住所を有し、かつ、現に居住している者で、市内の店舗で器具を購入するもの
- （2）その他市長が適当と認めたもの

（助成額）

第3条 助成額は、次の各号に定めるところによる。

- （1）生ごみ処理槽 容量130リットル以上のもので、1基につき3,000円を助成する。
- （2）生ごみ処理容器 容量14リットル以上のもので、1基につき1,000円を助成する。
- （3）生ごみ処理機 1基につき購入費の2分の1の額を助成する。ただし、その額が20,000円を超えるときは20,000円とし、当該金額の2分の1の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（申請）

第4条 生ごみ処理槽及び生ごみ処理容器の購入費助成金の交付を受けようとする者は館林市ごみ減量化器具購入費助成金交付申請書（指定店用）（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 生ごみ処理機の購入費助成金の交付を受けようとする者は、事前に購入計画を申し出た後に、館林市ごみ減量化器具購入費助成金交付申請書（生ごみ処理機用）（様式第2号）に生ごみ処理機購入証明書（様式第3号）を添えて市長に提出するものとする。

（助成金の交付）

第5条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合、その内容を審査し適正と認めたときは助成金を交付する。

（指定店）

第6条 市長は、事業を円滑に執行するために市内に店舗を有する者の中から器具の販売店（以下「指定店」という。）を指定するものとする。

2 指定店は、購入者が市民であることを確認するものとする。

（代理人）

第7条 生ごみ処理槽及び生ごみ処理容器の購入費助成金の交付を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、助成金の交付申請、請求及び受領に関する事務を代理人に委任することができる。

2 前項の規定により申請者がその事務を代理人に委任したときは、代理人は市長に対し、代理人選任届（様式第4号）を提出しなければならない。

(管理義務)

第8条 助成金の交付を受けた者は、器具を良好な状態で使用し、周囲に迷惑を及ぼさないよう維持管理しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第9条 助成金の交付を受けた者は、当該助成に係る器具を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(市の責務)

第10条 市は当分の間、設置された器具を定期的に調査して、使用の確認に努めなければならない。

(助成金の返還)

第11条 市長は、虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けた者に対し、助成金を返還させるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 館林市生ごみ処理槽設置助成金交付要綱（昭和61年館林市告示第51号）及び館林市簡易焼却炉（ブロック造り）設置助成金交付要綱（昭和62年館林市告示第33号）は廃止する。

附 則（平成8年3月29日告示第23号）

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年11月17日告示第52号）

この要綱は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日告示第29号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月13日告示第68号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

※様式の掲載は省略

4. 館林市再生資源集団回収事業助成金交付要綱（平成5年5月12日館林市告示第49号）

改正

平成6年4月25日告示第42号

平成11年3月25日告示第19号

平成16年3月24日告示第21号

平成17年12月22日告示第82号

平成28年3月31日告示第66号

平成29年3月22日告示第38号

館林市再生資源集団回収事業助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、再生資源を回収する団体等に対し助成金を交付することにより資源の再生利用を推進しごみの減量化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）再生資源 一般廃棄物のうち資源として再生利用できる古紙、空きビン、金属類、布類等をいう。
- （2）団体等 営利を目的としない市民で構成する概ね20世帯以上の団体をいう。
- （3）組合 館林広域再生資源事業協同組合をいう。

（助成対象者）

第3条 市長は、再生資源を回収する団体等及び再生資源を引取る組合に対し助成金を交付するものとする。

2 前条第2号に規定する団体等は、館林市再生資源集団回収団体登録（以下「団体登録」という。）申請書（様式第1号。以下「団体登録申請書」という。）を提出し、団体登録をしなければならない。

3 市長は、前項により団体登録申請書が提出された場合には、その内容を審査し適当と認めたときは、団体登録証（様式第2号）を交付するものとする。

（助成金の額）

第4条 助成金の額は、予算の範囲内とし、団体等には回収重量1キログラム当たり6円、組合には1キログラム当たり3円を交付するものとする。

（申請）

第5条 この要綱により、助成金の交付を受けようとする者は、団体登録証を提示するとともに、次の各号に掲げる申請書を市長に提出するものとする。

- （1）団体等 館林市再生資源集団回収事業助成金交付申請書（様式第3号）
- （2）組合 館林市再生資源集団回収事業助成金交付申請書（様式第4号）

（助成金の交付）

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合、その内容を審査し適当と認めたときは、助成金を交付する。

（引取り）

第7条 組合は、団体等が回収した再生資源を市場価格で引取り、その代金を当該団体等に支払う。ただし、再生資源の市場価格がないとき又は引取りが有償の場合には、再生資源を引取りその代金

を支払わないことができる。

(処理費用)

第8条 市長は、前条ただし書の規定により組合が再生資源を引取った後の処理費用を支払うことができる。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正行為により助成金を受けた者に対し、助成金の一部又は全部を返還させることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 館林市資源ごみ集団回収事業助成金交付要綱（平成3年館林市告示第37号）は、廃止する。

附 則（平成6年4月25日告示第42号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成11年3月25日告示第19号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日告示第21号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月22日告示第82号）

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第66号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日告示第38号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

※様式の掲載は省略

5. 館林市ごみステーション設置及び管理に関する要綱（平成 21 年 6 月 11 日館林市告示第 56 号）

改正

平成29年3月22日告示第38号

館林市ごみステーション設置及び管理に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市民の快適な生活環境の保全と、安全かつ効果的なごみの収集作業を行うため、一般廃棄物の一時集積場所（以下「ごみステーション」という。）の設置及び管理について必要な事項を定め、円滑なごみ収集作業を確保するとともに、良好な居住環境の保全を図ることを目的とする。

（ごみステーションの種類）

第2条 この要綱において「ごみステーション」とは、次の各号に定めるところによる。

- （1） 館林市開発事業指導要綱（平成16年館林市告示第20号）に定められたごみ集積所及び集合住宅等に付設されたごみステーション（以下「専用ステーション」という。）
- （2） 専用ステーション以外のごみステーション（以下「一般ステーション」という。）

（市民の責務）

第3条 市民は、第1条の目的を達成するためにごみステーションの設置及び管理に協力しなければならない。

（市の責務）

第4条 市長は、ごみステーションに排出された一般廃棄物を計画的に収集しなければならない。

（設置、変更及び廃止の申請）

第5条 ごみステーションを使用する者は、使用者相互の協議に基づき、館林市ごみステーション設置・変更・廃止申請書（別記様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、該当地区を所管する行政区長と環境保健委員（以下「申請者」という。）の連名で行うものとする。

（設置基準）

第6条 ごみステーションの設置基準は、次の各号を満たすこととする。

- （1） ごみ収集車両が通り抜け可能な道路に面していること。ただし、通り抜けが不可能な道路であっても、安全に車両の方向転換ができる場合は、この限りでない。
 - （2） 収集作業上危険な場所（急勾配の道路や見通しの悪いカーブした道路等）でないこと。
 - （3） 円滑に収集作業を行うため、ごみステーションとごみ収集車両の停車位置の間に収集作業の障害となるものがないこと。
- 2 一般ステーションの利用世帯数は、概ね1ステーションにつき燃やせるごみについては20世帯とし、燃やせないごみ、資源物及びプラスチックについては30世帯とする。ただし、利用世帯数が基準に満たない場合であっても、隣組単位等の理由があれば、この限りでない。
- 3 専用ステーションの規模及び構造基準は、次の各号に定めるところによる。
- （1） 8戸（室）以上の戸建住宅及び集合住宅は、専用のごみステーションを設置する。ただし、8戸（室）未満でも周囲の状況により必要な場合は設置する。
 - （2） 面積は、1戸（室）当たり0.25㎡以上、奥行き概ね1.2m以上1.5m以下とし、床はコンクリートを打ち、周囲にごみが散乱しないよう壁又は囲い等（高さは概ね1.0m、材質は耐久性のあるもの）を設けること。

(3) 前2号に定めるもののほか、詳細については、地球環境課と協議すること。

(調査)

第7条 市長は、必要に応じて利用者、申請者又は専用ステーションの設置者に対し、立会いを求め、現地調査をすることができる。

(位置の決定)

第8条 市長は、申請がこの要綱に適合するものと認めたときは、ごみステーションとして認定し、申請者に対して位置の決定と利用開始日を連絡しなければならない。

(利用者への周知)

第9条 申請者は、市長から利用開始の連絡を受けたときは、その旨を利用者へ周知しなければならない。また、変更又は廃止についても同様とする。

(維持管理)

第10条 利用者は、ごみステーションを利用するにあたり、分別排出の徹底や排出日時の遵守等ごみステーションの清潔保持に努めなければならない。

(改善指導)

第11条 市長又は廃棄物減量等推進員若しくは行政区長から任命された者は、正当な理由がなく前条に定めるごみステーションの維持管理ができないと認められる者に対し、改善指導を行うことができる。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年3月22日告示第38号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

※様式の掲載は省略

6. 館林市廃棄物減量等推進員に関する要綱（平成5年10月6日館林市告示第77号）

改正

平成6年3月1日告示第12号

平成11年3月25日告示第19号

平成16年3月24日告示第21号

平成20年2月13日告示第14号

平成26年1月29日告示第7号

平成28年3月31日告示第66号

平成29年3月22日告示第38号

館林市廃棄物減量等推進員に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、館林市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年館林市規則第17号）第4条の規定に基づき、館林市廃棄物減量等推進員に関し必要な事項を定めるものとする。

（推進員）

第2条 館林市廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）は、区長、副区長、環境保健委員等に委嘱する。

（職務）

第3条 推進員の職務は、次に掲げるものとする。

- （1） 地域におけるごみの減量化及び資源化の推進並びに適正な排出等の指導に関すること。
- （2） 市が行う啓発活動への協力に関すること。
- （3） ごみの収集、処理等に関する意見や情報の提供に関すること。

（任期）

第4条 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 推進員が欠けた場合における補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

（推進員会）

第5条 推進員をもって組織する館林市廃棄物減量等推進員会を設置し、会長1人、副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、推進員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（推進員会議）

第6条 会長は、推進員相互の情報及び意見等を交換する場として、必要に応じて推進員会議を開催することができる。

（庶務）

第7条 館林市廃棄物減量等推進員会の庶務は、市民環境部地球環境課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年10月15日から施行する。

附 則（平成6年3月1日館林市告示第12号）

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月25日館林市告示第19号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日告示第21号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月13日告示第14号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月29日告示第7号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日告示第66号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日告示第38号）

この要綱は、平成 29 年4月1日から施行する。

7. 群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書

（趣旨等）

第1条 この協定は、災害の発生時に、群馬県（以下「県」という。）並びに県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、県及び別表に掲げる市町村等の相互間において締結するものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物等」とは、地震、豪雨等による大規模な災害の発生により生じた一般廃棄物その他の被災した市町村等による処理が困難と認められる一般廃棄物をいう。

2 この協定において「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣
- (3) 災害廃棄物等の焼却、破碎等の実施及び処理業者のあっせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に関し必要な行為

（応援要請）

第3条 被災した市町村等は、応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記様式第1号）により県に必要な調整を求めるものとする。ただし、応援要請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により県に必要な調整を求め、その後速やかに応援要請書を県に提出するものとする。

2 県は、被災した市町村等における災害の発生状況及び応援要請の内容を踏まえ、被災しなかった市町村等に応援を要請するものとする。

3 前2項の規定は、被災した市町村等が直接他の市町村等に応援を要請することを妨げるものではない。この場合において、応援を要請した市町村等は、その旨を県に報告するものとする。

4 応援を要請された市町村等は、可能な限りこれに応じ、応援を行うものとする。

5 県は、県内の市町村等の応援では対応が困難であると判断した場合は、他の都道府県に、応援を要請するものとする。

（自主的な応援）

第4条 緊急に応援を行う必要があると認めた市町村等は、自主的に応援を行うことができるものとする。この場合において、応援を行う市町村等は、その旨を県に報告するものとする。

（経費負担）

第5条 応援に要する経費は、原則として、応援を要請した市町村等が負担するものとし、その支払い方法等については、応援を要請した市町村等と応援を行った市町村等の間で協議し、決定するものとする。

（情報交換及び体制の整備）

第6条 市町村等は、災害時における応援が円滑に行われるよう、必要な情報を相互に交換するとともに、平常時から応援及びその受入体制の整備に努めるものとする。

(補足)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

(成立等)

第8条 この協定は、複数の市町村等が同意書（別記様式第2号）を県に提出した時に成立するものとする。（平成20年4月1日成立）

- 2 この協定の成立の時に同意書を提出していない市町村等は、その後同意書を県に提出して、この協定に参加することができる。
- 3 県は、この協定が成立したとき又は新たに市町村等がこの協定に参加することとなったときは、別表に市町村等の名称を記載した協定書を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。

別表

前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、
富岡市、安中市、みどり市、富士見村、榛東村、吉岡町、吉井町、上野村、神流町、
下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、東吾妻町、長野原町、嬬恋村、草津町、
六合村、高山村、片品村、川場村、みなかみ町、昭和村、玉村町、板倉町、明和町、
千代田町、大泉町、邑楽町、渋川地区広域市町村圏振興整備組合、
多野藤岡広域市町村圏振興整備組合、富岡甘楽衛生施設組合、
甘楽西部環境衛生施設組合、吾妻東部衛生施設組合、西吾妻衛生施設組合、
西吾妻環境衛生施設組合、沼田市外二箇村清掃施設組合、利根東部衛生施設組合、
太田市外三町広域清掃組合、館林衛生施設組合、大泉外二町環境衛生施設組合

※様式の掲載は省略

8. 災害時における災害廃棄物の収集運搬及び処分等に関する協定書

館林市（以下「市」という。）と館林市一般廃棄物処理事業協同組合並びに館林広域再生資源事業協同組合（以下総称して「組合」という。）は、災害発生時における災害廃棄物の収集運搬及び処分等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、館林市内において地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、当該災害により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去・収集・運搬・処分等（以下「協定業務」という。）に関し、市が組合に協力を要請するにあたって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、災害廃棄物とは、一般家庭及び避難所から排出される一般廃棄物のうち、し尿等を除くものをいい、災害により倒壊し、又は焼失した建物等構造物の解体撤去に伴って発生するものを除くものとする。

（協力の要請）

第3条 市は、災害時に、組合に対して協定業務について協力を要請することができる。

2 市は、組合に対し前項の要請を行うときには、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で依頼するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の分別及び処分
- (4) 前各号に伴う必要な事業

（事業の実施）

第4条 組合は、前条の要請を受けた場合は、必要な人員、車両及び資機材を確保し、可能な限り、市が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

2 市は、組合の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 組合は、協定業務の実施に当たっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮する。

（情報の提供）

第5条 市は、協定業務が円滑に行われるよう、必要に応じ、防災に関する情報及び資料を組合に提供するものとする。

2 組合は、協定業務に関し、協力が可能な会員の状況を市に報告するものとする。

（報告）

第6条 組合は、協定業務が終了したときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって市に報告する。

- (1) 実施内容

(2) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条第1項の規定による協力要請に基づき組合が実施した協定業務に要した費用は、市が負担し、その額は市及び組合との協議のうえ決定する。

(災害補償)

第8条 この協定に基づいて協定業務に従事した者（以下「従事者」という。）が本業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として従事者の使用者の責任において行うものとする。

(有効期間)

第9条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、市又は組合が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度市及び組合との協議のうえ定める。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、市、組合それぞれ署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年12月16日

館林市城町1番1号

館林市

館林市長 安楽岡 一 雄

館林市苗木町2447番66

館林市一般廃棄物処理事業協同組合

代表理事 松 本 耕 司

館林市苗木町2447番26

館林広域再生資源事業協同組合

代表理事 横 田 一 夫

第三次館林市環境基本計画 スローガン
「人と里沼がつむぐ環境未来都市
～魚群れ、朝に夕べに
水鳥の往来するまち～」

館林市の清掃事業概要 令和2年度版

発 行 令和3年3月

編集・発行 館林市 市民環境部 地球環境課

〒374-8501

住 所 館林市城町1番1号

電 話 番 号 0276(47)5126(ダイヤルイン)

FAX 番 号 0276(72)3297